

租税特別措置法等(金融・証券税制関係)の改正

目 次	
一 非課税口座内の少額上場株式等に係る 配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の 創設……………	103
二 上場会社等の自己の株式の公開買付け の場合のみなし配当課税の特例の廃止…	127
三 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税 率等の特例及び上場株式等の配当所得に 係る申告分離課税の特例の改正……………	127
四 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義 務等の特例の改正……………	129
五 国外で発行された株式の配当所得の源 泉徴収等の特例の改正……………	131
六 配当等の支払通知書に関する改正……	132
七 上場証券投資信託の償還金等に係る課 税の特例の改正……………	133
八 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例 の改正……………	135
九 特定管理株式等が価値を失った場合の 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の 改正……………	137
十 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に 係る所得計算等の特例の改正……………	138
十一 割引の方法により発行される公社債 の譲渡による所得の課税の特例の改正 ……………	145
十二 平成13年9月30日以前に取得した上 場株式等の取得費の特例の廃止……………	146
十三 特定中小会社が発行した株式に係る 課税の特例の改正……………	146

一 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び 譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入することとされました。

この非課税措置の概要は、図1のとおりです。

1 非課税口座内の少額上場株式等に係る 配当所得の非課税

(1) 配当所得の非課税措置の内容

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)が金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設した日から同日の属する年の1月1日以後10年を経

過する日までの間に支払を受けるべきその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の配当等(その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で一定のものである配当等に限ります。)については、所得税を課さないこととされました(措法9の8)。

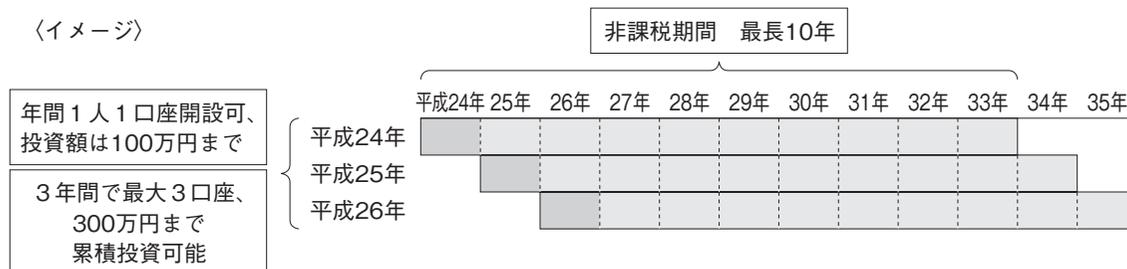
(注1) 金融商品取引業者等とは、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限ります。)、登録金融機関又は投資信託委託会社をいいます。

(注2) この「非課税口座内上場株式等」とは、非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座に係る振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。)に記載若しくは記録がされ、又は

【図1】 制度の概要

1. 非課税対象 : 非課税口座(注)内の少額上場株式等の配当、譲渡益
 2. 非課税投資額 : 口座開設年に、新規投資額で100万円を上限(未使用枠は翌年以降繰越不可)
 3. 非課税投資総額 : 最大300万円(100万円×3年間[平成24~26年])
 4. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
 5. 口座開設数 : 年間1人1口座(毎年異なる金融機関に口座開設可)
 6. 開設者 : 居住者等(その年1月1日において満20歳以上である者)
 7. 導入時期 : 平成24年から実施される上場株式等の20%本則税率化にあわせて導入
 8. 口座開設期間 : 平成24年から平成26年までの3年間の各年
- (注) 非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続により金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座をいう。

〈イメージ〉



その非課税口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます。「非課税口座」及び「非課税上場株式等管理契約」の用語の意義については、下記2(4)①及び②を参照して下さい。

(2) 非課税口座内上場株式等の配当等の範囲

非課税の対象となる配当等は、非課税口座内上場株式等の配当等(源泉分離課税とされている私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除きます。)のうち次に掲げるものをいいます(措法9の8一~三)。

- ① 金融商品取引所に上場されている株式等その他一定の株式等の配当等(次の②又は③に掲げるものを除きます。)で、内国法人から支払がされるその配当等の支払に係る基準日においてその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の5以上に相当する数又は金額の株式(投資口を含みます。)又は出資を有する者(大口株主等)がその内国法人から支払を受けるもの以外のもの

この「金融商品取引所に上場されている株

式等その他一定の株式等」の範囲は、他の上場株式等に対する課税の特例の対象となっている株式等と同様ですが、具体的には、次のイからへまでの株式等のうち、金融商品取引所に上場されている株式等、店頭売買銘柄として登録された株式、店頭転換社債型新株予約権付社債、店頭管理銘柄株式、登録銘柄として登録された日本銀行出資証券又は外国金融商品市場において売買されている株式等をいいます(措法37の10②、37の11の3②、措令25の10の2⑤、措規18の11④)。

イ 株式(株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含みません。)

ロ 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、法人税法第2条第7号に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分(出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含み、二に掲げるものを除きます。)

- ハ 新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を含みます。）
 - ニ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（優先出資者となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含みます。）及び資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（優先出資社員となる権利及び引受権を含みます。）
 - ホ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権
 - ヘ 特定受益証券発行信託の受益権
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配に係る配当等
- この「一定の公募により行われたもの」とは、その募集が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める取得勧誘により行われた証券投資信託をいいます（措法8の4①二、措令4の2②）。
- イ その受益権の募集が国内において行われる場合
その募集に係る金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘が同項第1号に掲げる場合（多数の者を相手方として行う場合をいいますが、適格機関投資家等のみを相手方とするものは除かれます。ロ及び③ロにおいて同じです。）に該当し、かつ、委託者指図型投資信託約款その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるもの
 - ロ その受益権の募集が国外において行われる場合
その募集に係る取得勧誘が金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当するものに相当するものであり、かつ、目

論見書その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われるもの

③ 特定投資法人の投資口の配当等

この「特定投資法人」とは、投資信託及び投資法人に関する法律の投資法人のうち、次に掲げる要件を満たすもの（公募・オープンエンド型）をいいます（措法8の4①三、措令4の2③）。

イ その規約に投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められていること。

ロ その投資口の募集に係る取得勧誘が金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、かつ、その募集に係る投資口の引受けの申込みをしようとする者に対しその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の通知がなされて行われるものであること。

(3) 支払の取扱者の範囲

上記(1)のとおり、この特例により非課税となる配当等は、非課税口座を開設されている金融商品取引業者等がその非課税口座内上場株式等の配当等の国内における支払の取扱者で一定のものであることが要件とされていますが、この「支払の取扱者で一定のもの」とは、上記(2)①から③までの配当等の支払を受ける者のその配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理（業務として又は業務に関連して国内においてするものに限ります。）をする者で、社債、株式等の振替に関する法律に規定する口座管理機関であるものとされています（措令5の2の2、措規5の5の2）。

したがって、支払の取扱者である金融商品取引業者等を経由せずに非課税口座内上場株式等に係る配当等を受領した場合（例えば、株式の発行会社から直接受領した場合）には、その配当等は非課税の対象とはなりません。

2 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税

(1) 譲渡所得等の非課税措置の内容

居住者等が、非課税口座を開設した日から同日の属する年の1月1日以後10年を経過する日までの間に、非課税上場株式等管理契約に基づきその非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその非課税口座に保管の委託がされている上場株式等(非課税口座内上場株式等)のその非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税を課さないこととされました(措法37の14①)。

一方、非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額がその非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額(損失額)は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなすこととされます(措法37の14②)。

① 上場株式等の範囲

この特例の対象となる「上場株式等」の範囲は、他の上場株式等に対する課税の特例の対象となっている上場株式等と同じです。具体的には、上記1(2)の①金融商品取引所に上場されている株式等その他一定の株式等、②公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの及び③特定投資法人の投資口が対象となります(措法37の14①)。

② 譲渡の範囲

この特例でいう「譲渡」の範囲は、上場株式等の一般的な譲渡のほかに、上場株式等につき会社の合併・分割型分割、資本の払戻し、残余財産の分配、出資の消却・払戻し、法人からの退社・脱退による持分の払戻し、法人の組織変更などの事由が生じたことによりその上場株式等の譲渡の対価とみなされる金額

が生ずる場合(措法37の10③④)におけるこれらの事由によるその上場株式等の譲渡の対価の額とみなされる金額に対応する部分の権利の移転又は消滅も含まれます(措令25の13①)。一方、いわゆる有価証券先物取引により行う譲渡(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行う譲渡)は対象となりません。なお、実際にこの特例の対象とされる譲渡は下記(4)②ハに掲げる方法により行われるものに限られます。

(2) 非課税口座内上場株式等の譲渡による所得の区分計算

この特例を適用する場合において、その居住者等が、非課税口座内上場株式等と非課税口座内上場株式等以外の株式等の両方を有するときは、その非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とその非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされています(措法37の14③、措令25の13②前段)。

この場合において、その居住者等の有する同一銘柄の上場株式等のうちにその非課税口座内上場株式等とその非課税口座内上場株式等以外の上場株式等とがある場合には、これらの上場株式等については、それぞれその銘柄が異なるものとして、その者のその年分の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額の計算をすることとされています(措令25の13②後段)。

また、株式等の譲渡をした日の属する年分の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに非課税口座内上場株式等の譲渡と非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額(以下「共通必要経費の額」といいます。)があるときは、その共通必

要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうちその業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準によりその非課税口座内上場株式等の譲渡に係る必要経費の額とその非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分することとされています(措令25の13③、措規18の15の3①)。

(3) 非課税口座から非課税口座内上場株式等の払出しがあった場合の取扱い

① みなし譲渡

次のイからハまでに掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含みます。)があった場合には、その払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その払出事由が生じた時に、その払出し時の金額(価額)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものとみなして、この非課税措置及び非課税口座年間取引報告書の提出(下記(8)参照)に関する規定その他所得税に関する法令の規定を適用することとされています(措法37の14④)。

イ ①非課税口座から他の上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座(以下「他の保管口座」といいます。)への移管、②非課税口座内上場株式等に係る有価証券のその居住者等への返還又は③非課税口座の廃止

ロ 贈与又は相続若しくは遺贈

ハ 非課税上場株式等管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡

(注) このみなし譲渡によって、払出し時の金額(価額)で非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものとみなされることから、払出し時の金額までの金額に対応する損益(取得価額との差額)は非課税又はしないものとされます。

② 払い出された株式の取得価額

上記①イの①他の保管口座への移管、②有価証券の返還又は③非課税口座の廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設している(又は開設していた)居住者等については、その移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもってその①他の保管口座への移管、②有価証券の返還又は③非課税口座の廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数のその非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなすこととされています(措法37の14④)。また、上記①ロ及びハの事由により非課税口座から払い出された非課税口座内上場株式等は、その払出し時の金額で譲渡があったものとみなされるため、上記①イからハまでの事由により非課税口座から払い出された上場株式等のその払出し後の取得価額は、その払出し時の金額によることとなります。

③ 払出し時の金額

上記の払出し時の金額とは、次に掲げる株式等の区分に応じそれぞれ次に定める金額をその株式等の一単位当たりの価額として計算した金額をいいます(措令25の13④)。

イ 取引所売買株式等(その売買が主として金融商品取引所(外国の法令に基づき設立されたものを含みます。)において行われている株式等をいいます。)

金融商品取引所において公表された払出事由が生じた日における当該取引所売買株式等の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその払出事由が生じた日に最も近い日におけるそ

の最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とします。)に相当する金額

ロ 店頭売買株式等(店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいいます。)

金融商品取引法の規定により公表された払出事由が生じた日における当該店頭売買株式等の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とします。)に相当する金額

ハ その他価格公表株式等(上記イ又はロに掲げる株式等以外の株式等のうち、価格公表者(株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいいます。)によって公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいいます。)

価格公表者によって公表された払出事由が生じた日における当該その他価格公表株式等の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とします。)に相当する金額

(注) 投資信託の受益権の基準価額はこれに該当します。

ニ 上記イからハまでに掲げる株式等以外の

株式等

その株式等の払出事由が生じた日における価額として合理的な方法により計算した金額

④ 非課税口座内上場株式等の発行人の合併等により取得した上場株式等を非課税口座に受け入れなかった場合の取扱い

非課税口座内上場株式等について生じた下記(4)②ロ(ロ)の i から viii までの事由により取得した上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものがある場合には、その上場株式等については、その事由が生じた時にその非課税口座に受け入れたものと、その受入れ後直ちにその非課税口座から他の保管口座への移管があったものとそれぞれみなして、上記(1)、(2)及び(3)①から③までの特例が適用されます(措令25の13⑩)。

(注) この場合には、下記(4)②ホの非課税口座から非課税口座内上場株式等の払出しがあった場合における金融商品取引業者等から居住者等への払出し時の金額等の通知も必要となります。

(4) 非課税口座の要件等

① 非課税口座の意義

居住者等が、上記(1)から(3)までの特例の適用を受けるため、非課税口座開設届出書にその年分の非課税口座開設確認書を添付した上、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出をして、その金融商品取引業者等との間で締結した非課税上場株式等管理契約(下記②参照)に基づき平成24年から平成26年までの各年に設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下「振替記載等」といいます。)に係る口座(その口座において非課税上場株式等管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。)をいいます(措法37の14⑤一)。

(注) 非課税口座を開設する際の手続の詳細に

については、下記(6)を参照して下さい。

② 非課税上場株式等管理契約の意義

この非課税の特例の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が記載されているものをいいます(措法37の14⑤二、措令25の13⑥～⑨)。

イ 上場株式等の振替記載等は、その振替記載等に係る口座に設けられた非課税管理勘定において行うこと。

(注) 非課税管理勘定とは、非課税上場株式等管理契約に基づきその口座に振替記載等がされる上場株式等につき、その振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。

ロ その非課税管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等(ストック・オプション税制(措法29の2)の適用を受けて取得をした上場株式等を除きます)のみを受け入れること。

(イ) 非課税口座開設届出書の提出の日からその提出の日の属する年の12月31日までの期間(以下「受入期間」といいます)内にその金融商品取引業者等への買付けの委託(買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます)により取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れられるもの(受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超えないものに限ります)。

(注) 上記の「上場株式等の取得対価の額」とは、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。したがって、委託手数料等は含まれません。

- (ロ) 上記(イ)のほか、次に掲げる上場株式等
 - i 非課税口座内上場株式等について行われた株式の分割又は併合により取得する上場株式等で、その受入れを非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの
 - ii 非課税口座内上場株式等について行われた株式無償割当てにより取得する上場株式等で、その受入れを非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの
 - iii 非課税口座内上場株式等を発行した法人の合併(その法人の株主等に合併法人の株式(出資を含みます。以下同じです。)又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。)により取得する合併法人の株式又は合併親法人株式で、その受入れを非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの
 - iv 非課税口座内上場株式等で投資信託の受益権であるものに係る投資信託の併合(その投資信託の受益者にその併合に係る新たな投資信託の受益権のみの交付がされるものに限ります。)により取得する新たな投資信託の受益権で、その受入れを非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの
 - v 非課税口座内上場株式等を発行した法人の分割(その法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。)により取得する分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式で、その受入れを非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの
 - vi 非課税口座内上場株式等を発行した法人の行った株式交換(その法人の株

主等に株式交換完全親法人の株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。)により取得する株式交換完全親法人の株式若しくはその親法人の株式又は株式移転(その法人の株主に株式移転完全親法人の株式のみの交付がされるものに限ります。)により取得する株式移転完全親法人の株式で、その受入れを非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

vii 非課税口座内上場株式等で取得請求権付株式、取得条項付株式、全部取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(いずれも個人の株式等譲渡益課税(所法57の4③一～三・六)の対象とされないものに限ります。)により取得する上場株式等で、その受入れを非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

viii 次に掲げる事由により取得する上場株式等で、その受入れを非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

a 非課税口座内上場株式等である新株予約権付社債に付された新株予約権(従来の転換社債の転換権を含みます。)の行使

b 非課税口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利(株主等として与えられた場合(その非課税口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除きます。))に限ります。)の行使

c 非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権(その新株予

約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるもの(所令84四)を除きます。)の行使

d 非課税口座内上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生(個人の株式等譲渡益課税(所法57の4③五)の対象とされない取得事由の発生に限ります。)又は行使

(注) 非課税口座について生じた上記iからviiiまでの事由により取得した上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものがある場合の取扱いについては、上記(3)④を参照して下さい。

ハ その非課税管理勘定において振替記載等がされている上場株式等の譲渡は、次の方法によること。

(イ) 金融商品取引業者等への売委託による方法

(ロ) 金融商品取引業者等に対してする方法

(ハ) 上場株式等を発行した法人に対して行う单元未満株式の買取請求(会社法192①)による譲渡について、その買取請求を非課税口座を開設する金融商品取引業者等の営業所を経由して行う方法

(ニ) 法人の資本の払戻し若しくは残余財産の分配(措法37の10③三)又は株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約(措法37の10④一・二)により交付を受ける金銭及び金銭以外の資産のうち上場株式等の譲渡の対価とみなして課税する部分の権利の移転又は消滅について、その金銭及び金銭以外の資産の交付が非課税口座を開設する金融商品取引業者等の営業所を経由して行われる方法

ニ その契約を締結した日の属する年の1月1日から10年を経過した日においてその上場株式等はその非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座に移管されること。

(注) この移管が行われた場合には、上記(3)

①のみなし譲渡が適用され、その移管による払出し時の金額(価額)とその移管がされた非課税口座内上場株式等の取得価額との差額が非課税又はしないものとされます。

ホ 上記(3)①イからハまでに掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、上記ロ(ロ) i からviiiまでの事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合には、その非課税口座を開設されている(又は開設されていた)金融商品取引業者等は、その非課税口座を開設している(又は開設していた)居住者等に対し、その払出しがあった非課税口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知すること。

(注) 相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、上記の通知は、その相続又は遺贈によりその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者に対して行うこととなります。

③ 非課税口座開設確認書

非課税口座開設届出書に添付すべきこととされている非課税口座開設確認書とは、居住者等が、下記(5)の手續に則って税務署長から交付を受けた書類で次に掲げる事項の記載のあるものをいいます(措法37の14⑤三、措規18の15の3③、18の15の8③)。

イ 非課税口座開設確認書の交付申請書の提

出をした者(以下「申請者」といいます。)

の氏名(フリガナ)及び生年月日

ロ その申請者の基準日及びその基準日における国内の住所

ハ 税務署長がその非課税口座開設確認書を作成した年月日

ニ 整理番号

ホ その非課税口座開設確認書が再交付の申請に基づき交付されたものである場合には、その旨

ヘ その他参考となるべき事項

(注) 上記ロの基準日の意義については、下記

(5)①ロを参照して下さい。

(5) 非課税口座開設確認書の交付申請に関する手續

① 非課税口座開設確認書の交付申請書の提出
非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等は、交付申請書に基準日における国内の住所を証する書類を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日から同日以後1年を経過する日までの間に、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならないこととされています(措法37の14⑥)。

なお、既に非課税口座開設確認書の交付を受けた者がその非課税口座開設確認書を紛失若しくは滅失し、又は盗難にあったことにより再交付の申請をする場合には、その交付申請書の提出期限は、その者がその交付申請書の提出をする日以後最初に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日以後1年を経過する日となっています(措令25の13⑬)。

(注) この交付申請書の提出は、書類による提出のほか、電子情報処理組織(インターネットや電子メール)を利用して、交付申請書に記載すべき事項を送付する方法によることも可能です。ただし、この場合でも基準日における国内の住所を証する書類については、別途郵送等により提出することが

必要となります。

イ 交付申請書の記載事項

この交付申請書には、次に掲げる事項を記載することとされています(措規18の15の3⑤、18の15の8③)。

(イ) 申請書の氏名(フリガナ)、生年月日及び住所

(ロ) その申請者の基準日における国内の住所

(ハ) 交付申請書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

(ニ) その申請者が平成23年1月1日において国内に住所を有しない場合には、その旨及び同日後最初に国内に住所を有することとなった日

(ホ) その申請者が再交付の申請により交付申請書の提出をするときは、その旨

(ヘ) その他参考となるべき事項

(注) 上記(イ)、(ロ)及び(ニ)の住所については、国内に住所がない場合には、国内に居所地を有する個人にあってはその居所地を、それ以外の国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものうち主たるものの所在地となります(措規18の15の3④)。

ロ 基準日における国内の住所を証する書類の添付

上記のとおり、交付申請書の提出をする者は、交付申請書に基準日における国内の住所を証する書類を添付しなければなりません。この基準日とは、原則として平成23年1月1日ですが、同日において国内に住所又は居所若しくは国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者については、その者が同日後最初に国内に住所又は居所若しくは国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有することとなった日をいいます(措令25の13⑪)。

この基準日を証する書類は、次に掲げるいずれかの書類(その居住者等の氏名及び生年月日の記載のあるもので、金融商品取引業者等の営業所の長に提出する日前6月以内に作成されたものに限り)で、基準日におけるその居住者等の国内の住所又は居所等の記載があるものです(措令25の13⑫、措規18の15の3⑥)。

(イ) 基準日における国内の住所の所在地を管轄する市町村長(地方自治法の指定都市の長を除きます。)又は特別区若しくは指定都市の区の区長から交付を受けた住民票の写し若しくは消除された住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の住所、氏名、生年月日その他の事項を証する書類をいいます。)

(ロ) 戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写し

(ハ) 外国人登録原票の写し若しくは閉鎖された外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書(地方公共団体の長の外国人登録原票に登録されている事項又は登録されていた事項を証する書類をいいます。)

(注) 上記(イ)の「消除された住民票の写し」及び(ロ)の「消除された戸籍の附票の写し」は、一般的には「住民票の除票の写し」及び「戸籍の附票の除票の写し」と呼ばれているものです。

② 交付申請書の提出時の告知義務等

金融商品取引業者等の営業所の長に交付申請書の提出をしようとする居住者等は、その提出をする際、その金融商品取引業者等の営業所の長に一定の本人確認書類を提示して氏名、生年月日及び住所を告知して、その告知をした事項について確認を受けなければなりません(措法37の14⑦、措令25の13⑭)。

この場合の一定の本人確認書類とは、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次のいずれか

の書類(その個人の氏名、生年月日及び住所若しくは居所等の記載のあるものに限ります。)をいいます(措令25の13^⑮、措規18の15の3^⑦、18の12^{②③})。

イ 国内に住所を有する個人

(イ) その者の住民票の写し、住民票の記載事項証明書又は印鑑証明書で金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日前6月以内に作成されたもの

(ロ) その者の住民基本台帳カードのうちその者の住所、氏名及び生年月日の記載並びに写真が付された住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるもので金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの

(ハ) その者の国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

(ニ) その者の国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

(ホ) その者の運転免許証で金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの

(ヘ) その者の旅券で金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日において有効なもの

ロ 国内に住所を有しない個人

(イ) その者の外国人登録証明書

(ロ) その者の外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これらに類するもので金融商品取引業者等の営業所の長に提示する日前6月以内に作成されたもの

(注) 上記イの国内に住所を有する個人が、交

付申請書の提出をする日の前日において住民票に記載されていない者である場合には、その者の上記ロ(イ)又は(ロ)に掲げる書類も本人確認書類として認められます。

③ 告知を受けた金融商品取引業者等の営業所の長の確認

上記②の告知を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その告知があった氏名、生年月日及び住所が、その告知の際に提示を受けた本人確認書類に記載された氏名、生年月日及び住所と同じであるかどうかを確認しなければならないこととされており、仮にこれらが異なる場合には、その交付申請書は受理することができません(措法37の14^⑧、措令25の13^{⑯一})。

氏名、生年月日及び住所が同じであることが確認された場合には、金融商品取引業者等の営業所の長は、「確認に関する帳簿」に、その確認をした年月日及び交付申請書の提出をした者から提示を受けた本人確認書類の名称を記載することにより、その確認をした旨を明らかにしておかなければなりません(措令25の13^⑱、措規18の15の3^⑧)。

なお、金融商品取引業者等の営業所の長に再交付に係る交付申請書の提出をしようとする場合において、その交付申請書に記載されたその提出をする者の氏名、生年月日及び住所がその金融商品取引業者等の営業所が備え付ける「確認に関する帳簿」に既に記載されているときは、その者はその金融商品取引業者等の営業所の長に対しては、上記②による本人確認書類の提示をする必要はありません。ただし、その交付申請書に記載された氏名又は住所が、その「確認に関する帳簿」に記載されているその者の氏名又は住所と異なるときは、改めて本人確認書類を提示する必要があります(措令25の13^⑲)。

④ 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長への申請事項の提供

交付申請書の提出を受けた金融商品取引業

者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、その交付申請書に記載された事項(以下「申請事項」といいます。)を次のいずれかの方法によりその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供(送付)しなければならないこととされています(措法37の14⑨)。

イ 電子情報処理組織(e-Tax)を使用して申請事項を送信する方法

電子情報処理組織を使用して申請事項の提供をしようとする金融商品取引業者の営業所の長は、その名称及び所在地、電子情報処理組織を利用して申請事項の提供を行う旨、その他参考となるべき事項を税務署長に届け出なければならないなど、あらかじめ、国税関係法令による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第4条の定めに従って手続を行う必要があります(措規18の15の3⑨)。

また、金融商品取引業者等の営業所の長がその所轄税務署長に申請事項を送信する場合には、識別符号及び暗証番号を入力して申請事項の情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明と併せてこれらを送信するなど、国税関係法令による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第5条第1項の定めに従って送信する必要があります(措規18の15の3⑩)。

ロ 申請事項を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク(以下「光ディスク等」といいます。)を使用して申請事項の提供を行う場合には、税務署長の承認を受ける必要があります。

この承認を受けようとする金融商品取引業者等の営業所の長は、次に掲げる事項を記載した申請書とその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない(措令25の13⑳、措規18の15の3⑪⑫)。

- (イ) 申請書の提出をする金融商品取引業者の営業所の名称及び所在地
- (ロ) 上記の承認を受けようとする旨
- (ハ) 光ディスク等の種類
- (ニ) 光ディスク等の規格
- (ホ) その他参考となるべき事項

この申請書の提出があった所轄税務署長は、その申請につき承認をするとき又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知することとされています(措令25の13㉑)。

(注1) 上記イ又はロのいずれかの方法により申請事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、その申請事項に係る交付申請書について帳簿を備え、その交付申請書の提出をした者の各人別に、申請事項を記録しなければならないこととされています(措法37の14⑨後段)。

(注2) 提供する申請事項の氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならないこととされています(措規18の15の8㉒)。

⑤ 非課税口座開設確認書の交付等

申請事項の提供を受けた所轄税務署長は、その申請事項に係る交付申請書の提出をした居住者等(以下「申請者」といいます。)について、その申請事項の提供を受けた時よりも前にその所轄税務署長又は他の税務署長に対して申請事項の提供が行われていないかどうか(重複して申請が行われていないかどうか)の確認を行います。

この確認をした所轄税務署長は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類又は書面を、その申請事項に係る交付申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長を経由してその申請者に交付しなければならないこととされています(措法37の14⑩、措規18の15の3⑬)。

イ その申請事項の提供を受けた時よりも前にその所轄税務署長又は他の税務署長に対

して申請事項の提供がない場合（再交付の申請の場合を含みます。）…次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

- (イ) その申請事項に係る申請書が非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日から12月31日までの間に提出がされたものである場合…その提出がされた日の属する年の翌年以後の各年分の非課税口座開設確認書
- (ロ) その申請事項に係る申請書が非課税口座を開設しようとする年の1月1日から9月30日までの間に提出がされたものである場合…その提出がされた日の属する年以後の各年分の非課税口座開設確認書
- ロ その申請事項の提供を受けた時よりも前に既にその税務署長又は他の税務署長に対して申請事項の提供がある場合（再交付の申請の場合を除きます。）…次に掲げる事項を記載した書面
 - (イ) 交付申請書の提出をした者の氏名、生年月日及び住所
 - (ロ) 非課税口座開設確認書の交付を行わない旨及びその理由
 - (ハ) その他参考となるべき事項

(6) 非課税口座を開設する際の手続

① 非課税口座開設届出書の提出

金融商品取引業者等の営業所において非課税口座を設定しようとする居住者等（口座開設年の1月1日において20歳以上である者に限ります。）は、その口座開設年の前年10月1日からその口座開設年において最初に非課税の特例の適用を受けようとする上場株式等をその口座に受け入れる時まで、非課税口座開設届出書にその年分の非課税口座開設確認書を添付して、これをその口座を設定しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければなりません。この場合に、その非課税口座開設届出書が、口座開設年の前年10月1日から12月31日までの間に提出が

されたものである場合には、その非課税口座開設届出書は、その口座開設年の1月1日に提出されたものとしてこの非課税の特例が適用されます（措令25の13⑤）。

この非課税口座開設届出書に記載すべき事項は、以下のとおりです（措規18の15の3②、18の15の8③）。

- イ 非課税口座開設届出書の提出をする者の氏名（フリガナ）、生年月日及び住所（国内に住所がない場合には、国内に居所地を有する個人についてはその居所地、それ以外の国内に恒久的施設を有する非居住者については国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これに準ずるもののうち主たるものの所在地。以下同じです。）
- ロ その非課税口座開設届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地
- ハ 非課税上場株式等管理契約に基づきその口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託がされている上場株式等に係る配当所得及び上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得についてこの非課税の特例の適用を受ける旨
- ニ その非課税口座開設届出書の提出年月日
- ホ 非課税口座を開設しようとする年
- ヘ その他参考となるべき事項

(注) この非課税口座開設届出書の提出は、書類による提出のほか、電子情報処理組織（インターネットや電子メール）を利用して、非課税口座開設届出書に記載すべき事項を送付する方法によることも可能です。ただし、この場合でも非課税口座開設確認書については、別途郵送等により提出することが必要となります。

② 非課税口座開設届出書の提出時の告知義務等

非課税口座開設届出書の提出をする居住者等は、その提出をする際、その提出先の金融

商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他一定の本人確認書類を提示して氏名、生年月日及び住所を告知し、その告知をした事項につき確認を受けなければなりません(措法37の14①⑦、措令25の13⑭)。なお、この場合の一定の本人確認書類は、上記(5)②のイ及びロに掲げる書類と同様です。

③ 告知を受けた金融商品取引業者等の営業所の長の確認

上記②の告知を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その告知があった氏名、生年月日及び住所が、その告知の際に提示を受けた本人確認書類に記載された氏名、生年月日及び住所並びに非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書に記載された氏名及び生年月日と同じであるかどうかを確認しなければならないこととされており、仮にこれらが異なる場合には、その非課税口座開設届出書は受理することができません(措法37の14①⑧、措令25の13⑯二)。

ただし、税務署長から非課税口座開設確認書の交付を受けた後にその交付を受けた居住者等の氏名が変更されているときは、その金融商品取引業者等の営業所の長は、上記②により告知があった氏名とその非課税口座開設確認書に記載された氏名とが同一であるかどうかの確認は要しないこととされています。この場合には、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その居住者等から提示を受けたその変更前の氏名の記載がある本人確認書類により、その氏名に変更を生じた事実及びその変更前の氏名とその非課税口座開設確認書に記載された氏名が同じであるかどうかを確認しなければならないこととされています(措令25の13⑰)。

(注) 婚姻等により非課税口座開設確認書に記載された氏名が変更になった場合でも、上記の確認手続を経ることにより、その非課税口座開設確認書はそのまま使用することができます。

氏名、生年月日及び住所が同じであること又は氏名の変更があったことが確認された場合には、金融商品取引業者等の営業所の長は、「確認に関する帳簿」に、その確認をした年月日及び非課税口座開設届出書の提出をした者から提示を受けた本人確認書類の名称を記載することにより、その確認をした旨を明らかにしておかなければなりません(措令25の13⑱、措規18の15の3⑧)。

なお、金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座開設届出書の提出をしようとする場合において、その非課税口座開設届出書に記載されたその提出をする者の氏名、生年月日及び住所がその金融商品取引業者等の営業所が備え付ける「確認に関する帳簿」に既に記載されているときは、その者はその金融商品取引業者等の営業所の長に対しては、上記②による本人確認書類の提示をする必要はありません。ただし、その非課税口座開設届出書に記載された氏名又は住所が、その「確認に関する帳簿」に記載されているその者の氏名又は住所と異なるときは、改めて本人確認書類を提示する必要があります(措令25の13⑲)。

④ 同一年中の非課税口座開設届出書の重複提出の禁止(1年1口座)

既にその年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書の提出をした居住者等は、その非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長及びその金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その年と同一年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書の提出をすることはできません(措法37の14⑳)。したがって、非課税口座は、同一の金融商品取引業者等又は異なる金融商品取引業者等に、平成24年から26年までの各年に1口座ずつ開設することができますということになります。

⑤ 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄

税務署長への非課税口座開設情報の提供

非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、次に掲げる事項を、上記(5)④イの電子情報処理組織(e-Tax)を使用して送信する方法又はロの光ディスク等を提出する方法のいずれかの方法によりその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供(送付)しなければならないこととされています(措法37の14⑬、措規18の15の3⑭、18の15の8②)。

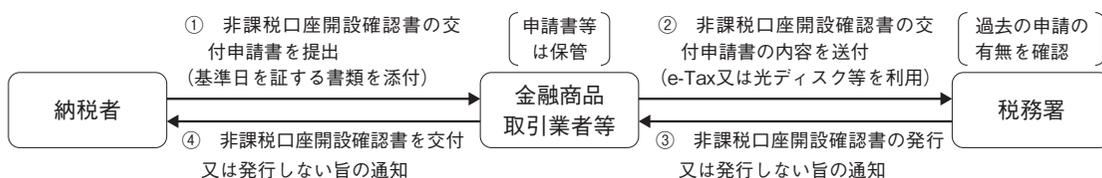
- イ その非課税口座開設届出書の提出をした者の氏名(フリガナ)、生年月日及び住所
- ロ その非課税口座開設届出書に添付して提

出された非課税口座開設確認書に記載された基準日及びその基準日における国内の住所並びに整理番号

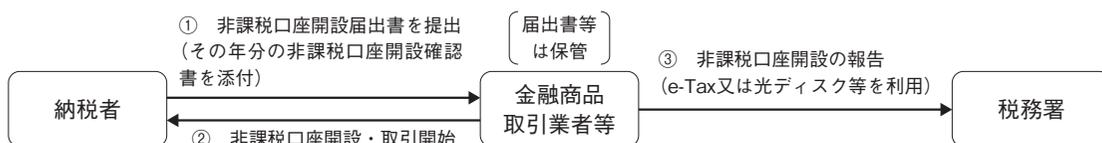
- ハ その非課税口座開設確認書に記載された氏名が変更されている場合には、その旨及びその非課税口座開設確認書に記載された氏名
- ニ その非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称
- ホ その非課税口座開設届出書の提出年月日
- ヘ 非課税口座の開設年月日又は開設予定年月日及びその非課税口座の記号又は番号
- ト その他参考となるべき事項

【図2】 非課税口座開設の流れ

1. 非課税口座開設確認書の交付申請(初年のみ)



2. 非課税口座開設手続



(7) 非課税口座に関するその他の手続

上記のほか、非課税口座について次のような手続や義務に関する規定が設けられています(措法37の14⑭)。

① 非課税口座異動届出書及び非課税口座移管依頼書の提出

イ 非課税口座異動届出書

非課税口座を開設している居住者等が、その氏名又は住所の変更をした場合には、その者は、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した非課税口座異動届出書を、

その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければなりません(措令25の13の2①、措規18の15の4①、18の15の8③)。

- (イ) 非課税口座異動届出書を提出する者の氏名(フリガナ)、生年月日及び住所
- (ロ) 非課税口座異動届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及びその開設年月日
- (ハ) 変更前の氏名又は住所及びその変更後

の氏名又は住所

(二) その他参考となるべき事項

この非課税口座異動届出書を提出する際には、金融商品取引業者等の営業所の長にその者の本人確認書類を提示するとともに、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税口座異動届出書に記載されている変更後の氏名又は住所が本人確認書類に記載された氏名又は住所と同一であることを確認し、かつ、その非課税口座異動届出書にその確認をした旨及びその本人確認書類の名称を記載しなければならないこととされています(措令25の13の2①後段)。

(注) 上記の本人確認書類は、上記(5)②のイ及びロに掲げる書類と同様です。

ロ 非課税口座移管依頼書

非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の他の営業所にその非課税口座を移管しようとする場合には、その居住者等は、移管を依頼する旨、その者の氏名(フリガナ)、生年月日及び住所並びに次に掲げる事項を記載した非課税口座移管依頼書を、移管前の営業所を經由して移管先の営業所の長に提出しなければなりません(措令25の13の2②、措規18の15の4②、18の15の8③)。

(イ) 移管前の営業所の名称及び所在地並びに移管先の営業所の名称及び所在地

(ロ) 移管前の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及びその開設年月日

(ハ) 移管を希望する年月日

(ニ) その他参考となるべき事項

この非課税口座移管依頼書が移管先の営業所に受理された場合には、その非課税口座に係る移管前の営業所の長がした非課税口座開設届出書の受理その他の手続は、その移管先の営業所の長がしたものとみなさ

れて、引き続きこの非課税の特例が適用されます(措令25の13の2③)。

ハ 税務署長への情報の提供

氏名の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長又は非課税口座移管依頼書の提出の際に經由した移管前の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、次に掲げる事項を、上記(5)④イの電子情報処理組織(e-Tax)を使用して送信する方法又は口の光ディスク等を提出する方法のいずれかの方法によりその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長又は移管前の営業所の所在地の所轄税務署長に提供(送付)しなければなりません(措令25の13の2④、措規18の15の4③)。

(イ) その金融商品取引業者等の営業所の長が提出を受け、又は提出の際に經由した次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

i 非課税口座異動届出書 その非課税口座異動届出書に係る上記イ(イ)から(ニ)までに掲げる事項

ii 非課税口座移管依頼書 その非課税口座移管依頼書を提出した者の氏名、生年月日及び住所並びに上記ロ(イ)から(ニ)までに掲げる事項

(ロ) 非課税口座異動届出書又は非課税口座移管依頼書に係る非課税口座の開設の際に提出を受けた非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書に記載された基準日及びその基準日における国内の住所並びに整理番号

(注) 上記ハにより提供(送付)する氏名には、片仮名でふりがなを付さなければならぬこととされています(措規18の15の8②)。

② 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合の取扱い

イ 非課税口座の移管による継続適用

事業の譲渡、法人の合併・分割又は金融商品取引業者等の営業所の新設・廃止若しくは業務を行う区域の変更により、居住者等が金融商品取引業者の営業所(以下「移管前の営業所」といいます。)に開設している非課税口座に関する事務の全部が、他の金融商品取引業者等の営業所又は同一の金融商品取引業者等の他の営業所(以下「移管先の営業所」といいます。)に移管された場合には、その移管前の営業所の長がした非課税口座開設届出書の受理その他の手続は、その移管先の営業所の長がしたものとみなされて、引き続きこの非課税の特例が適用されます(措令25の13の3①)。

ロ 税務署長への情報の提供

移管先の営業所の長は、その移管があった後速やかに、その旨及び次に掲げる事項を、上記(5)④イの電子情報処理組織(e-Tax)を使用して送信する方法又は口の光ディスク等を提出する方法のいずれかの方法によりその移管先の営業所の所在地の所轄税務署長に提供(送付)しなければなりません(措令25の13の3②、措規18の15の5、18の15の8②)。

- (イ) 移管先の営業所に移管がされた非課税口座を開設している居住者等の氏名(フリガナ)、生年月日及び住所
- (ロ) その移管がされた非課税口座の開設の際に提出がされた非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書に記載された基準日及びその基準日における国内の住所並びに整理番号
- (ハ) その非課税口座の移管先の営業所における記号又は番号
- (ニ) その非課税口座の開設年月日
- (ホ) 移管前の営業所の名称及び所在地並びに移管先の営業所の名称及び所在地
- (ヘ) その移管がされた年月日
- (ト) その他参考となるべき事項

③ 非課税口座廃止届出書及び出国届出書の提

出

イ 非課税口座廃止届出書

非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座でこの非課税の特例の適用をやめようとする場合には、その者は、その非課税口座を廃止する旨及び次に掲げる事項を記載した非課税口座廃止届出書を、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければなりません(措令25の13の4①、措規18の15の6①、18の15の8③)。

- (イ) 非課税口座廃止届出書を提出する者の氏名(フリガナ)、生年月日及び住所
- (ロ) この非課税の特例の適用を受けることをやめようとする非課税口座の記号又は番号及びその開設年月日
- (ハ) その他参考となるべき事項

非課税口座廃止届出書の提出があった場合には、その提出があった日の翌日にその非課税口座廃止届出書に係る非課税口座が廃止されます。したがって、同日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等及び同日以後にその口座において処理される上場株式等の譲渡による所得については、この非課税の特例は適用されないこととなります(措令25の13の4②)。

(注) 非課税口座が廃止された場合には、上記(3)のみなし譲渡等の適用があります。

ロ 出国届出書

非課税口座を開設している居住者等が、出国により居住者等に該当しないこととなる場合には、その者は、その出国をする日の前日までに、その旨及び次に掲げる事項を記載した出国届出書を、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければなりません(措令25の13の4③、措規18の15の6②、18の15の8③)。

- (イ) 出国届出書を提出する者の氏名(フリガナ)、生年月日及び住所

(ロ) 出国届出書を提出する者が開設している非課税口座の記号又は番号及びその開設年月日

(ハ) 出国をする予定年月日及び出国後の国外における連絡先

(ニ) 出国届出書を提出する者が納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

(ホ) その他参考となるべき事項

(注) 上記の出国とは、居住者については、国内に住所又は居所を有しないこととなることをいい、国内に恒久的施設を有する非居住者については、所得税法第164条第1項第1号から第3号までに掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなることをいいます(措令25の10の5①)。

ハ 出国により居住者等に該当しなくなった場合の非課税口座の取扱い

非課税口座を開設している居住者等が、出国により居住者等に該当しないこととなった場合には、その者は、その出国の日の前日に非課税口座廃止届出書をその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなされます。このため、出国の日以後に支払を受けべき上場株式等の配当等及び同日以後にその口座において処理される上場株式等の譲渡による所得については、この非課税の特例は適用されないこととなります(措令25の13の4④)。

(注) この取扱いは、上記ロの出国届出書の提出の有無にかかわらず適用されます。

④ 非課税口座開設者死亡届出書の提出

非課税口座を開設している居住者等が死亡したときは、その者の相続人(相続人がないときは、受遺者)は、その居住者等が死亡したことを知った日以後遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した非課税口座開設者死亡届出書を、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出

しなければなりません(措令25の13の5、措規18の15の7②、18の15の8③)。

イ 非課税口座開設者死亡届出書を提出する相続人又は受遺者の氏名(フリガナ)及び住所

ロ 被相続人(遺贈をした者を含みます。)の氏名(フリガナ)、生年月日及び死亡の時における住所並びに死亡年月日

ハ 被相続人がその金融商品取引業者等の営業所において開設していた非課税口座の記号又は番号及びその開設年月日

ニ その他参考となるべき事項

(注) 上記の受遺者とは、遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)によりその居住者等が開設していた非課税口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得する者をいいます(措規18の15の7①)。

⑤ 金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿書類の整理保存義務

イ 金融商品取引業者等の営業所の長は、その金融商品取引業者等の営業所において開設された非課税口座に係る非課税口座内上場株式等につき帳簿を備え、各人別に、その非課税口座内上場株式等の振替記載等、受入れ及び譲渡(譲渡以外の払出しを含みます。)に関する事項を明らかにし、その帳簿をその閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています(措令25の13の6①、措規18の15の8①一)。

ロ 金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税口座から払い出された非課税口座内上場株式等の払出し時の金額等の通知(上記(4)②ホを参照)をしたときは、その旨及びその通知をした事項につき帳簿を備え、各人別に、その事績を明らかにし、その帳簿をその閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています(措令25の13の6②、措規18の15の8

①一)。

ハ 金融商品取引業者等の営業所の長は、次に掲げる帳簿をその閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています(措令25の13の6③、措規18の15の8①一)。

(イ) 非課税口座開設確認書の交付申請書の申請事項の税務署長への提供に係る帳簿(上記(5)④(注1))を参照)

(ロ) 非課税口座開設確認書の交付申請書又は非課税口座開設届出書の提出者から告知を受けた事項の確認に係る帳簿(上記(5)③及び(6)③を参照)

ニ 金融商品取引業者等の営業所の長は、次に掲げる事項をその所轄税務署長に提供(送付)したときは、その旨及びその提供をした事項につき、帳簿を備え、各人別に、その事績を明らかにし、その帳簿をその閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています(措令25の13の6④、措規18の15の8①一)。

(イ) 居住者等から提出を受けた非課税口座開設届出書に記載された事項(上記(6)⑤を参照)

(ロ) 居住者等から提出を受けた非課税口座異動届出書に記載された事項又は居住者等が提出の際に経由した非課税口座移管依頼書に記載された事項(上記(7)①ハを参照)

(ハ) 事業譲渡等により移管を受けた非課税口座に関する事項(上記(7)②ロを参照)

ホ 金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税口座開設届出書、非課税口座開設確認書、非課税口座異動届出書又は非課税口座移管依頼書を受理した場合には、これらの届出書、確認書及び依頼書を、これらの届出書、確認書又は依頼書に係る非課税口座が廃止された日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています(措令25の13の6⑤、措規18の15の8

①二)。

(注) 上記の非課税口座開設届出書には、インターネットや電子メールにより送付された非課税口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。

ヘ 金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税口座開設確認書の交付申請書及び基準日における国内の住所を証する書類を受理した場合には、これらの申請書及び書類を、平成40年12月31日まで保存しなければならないこととされています(措令25の13の6⑤、措規18の15の8①三)。

(注) 上記の非課税口座開設確認書の交付申請書には、インターネットや電子メールにより送付された交付申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。

ト 金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税口座廃止届出書、出国届出書及び非課税口座開設者死亡届出書を受理した場合には、これらの届出書をその提出があった日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています(措令25の13の6⑤、措規18の15の8①四)。

(8) 非課税口座年間取引報告書の提出

金融商品取引業者等は、その年においてその金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座がある場合には、その非課税口座を開設した居住者等の各人別に、その非課税口座を開設した居住者等の氏名及び住所、その年中にその非課税口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、その非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の配当等の額その他所定の事項を記載した非課税口座年間取引報告書を非課税口座ごとに作成し、その年の翌年1月31日までに、その金融商品取引業者等のその非課税口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません(措法37の14⑮、措規18の15の9②)。

① 非課税口座年間取引報告書の記載事項及び

書式

非課税口座年間取引報告書の記載事項は、次のとおりです。また、書式については、文末の租税特別措置法施行規則別表第7(3)のとおりです。なお、国税庁長官は、別表第7(3)の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとされています。(措令25の13の7④、措規18の15の9③⑤⑥)。

- イ その非課税口座を開設していた居住者等の氏名、生年月日及び住所
- ロ その非課税口座の開設の際に提出を受けた非課税口座開設届出書に添付された非課税口座開設確認書に記載された基準日における国内の住所及び整理番号
- ハ その非課税口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の名称、所在地及び電話番号
- ニ その非課税口座の開設年月日
- ホ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - (イ) その非課税口座が開設された年の非課税口座年間取引報告書を作成する場合

その年中に取得した非課税口座内上場株式等の種類別及び銘柄別の数又は口数及び取得対価の額（以下「当初取得対価の額」といいます。）の合計額並びにその年中に取得したその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の当初取得対価の額の総額
 - (ロ) その非課税口座が開設された年の翌年以後の各年の非課税口座年間取引報告書を作成する場合

その年1月1日においてその非課税口座に振替記載等がされている非課税口座内上場株式等の種類別及び銘柄別の数又は口数及び繰越取得対価の額（注1）並びにその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の繰越取得対価の額の総額
- ヘ その年中にその非課税口座からの払出し

があった非課税口座内上場株式等に関する次に掲げる事項

- (イ) その払出しの事由及びその払出しのあった年月日
- (ロ) その払出しのあった非課税口座内上場株式等の種類別及び銘柄別の数又は口数
- (ハ) その払出しの次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - i その払出しが譲渡によるものである場合 譲渡対価の額
 - ii その払出しが譲渡以外の事由によるものである場合 払出し時の金額
- (ニ) その年中の払出しに係る上記(ハ) i 及び ii に定める金額の総額
- ト その年中に交付したその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の配当等に関する次に掲げる事項
 - (イ) 種類別及び銘柄別の非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額
 - (ロ) 種類別及び銘柄別のオープン型証券投資信託の特別分配金の額の合計額
 - (ハ) 上記(イ)に掲げる金額の総額及び(ロ)に掲げる金額の総額
- チ その非課税口座につきその年中に次に掲げる書類の提出があった場合には、その旨及びその書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項
 - (イ) 非課税口座異動届出書（住所の変更に係るものに限り、その提出年月日及びその非課税口座異動届出書を提出した者に係る変更前の住所
 - (ロ) 非課税口座廃止届出書 その提出年月日
 - (ハ) 非課税口座開設者死亡届出書 その提出年月日及びその非課税口座開設者死亡届出書に係る被相続人（遺贈をした者を含みます。）の死亡年月日
- リ その非課税口座につき出国により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされることとなる場合には、その旨及びそ

のみなされることとなった日並びに出国届出書の提出年月日

ヌ その非課税口座を開設していた者が届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所

ル その他参考となるべき事項

(注1) 上記ホロの繰越取得対価の額とは、その非課税口座内上場株式等の当初取得対価の額の合計額からその年の前年12月31日までに払出し(振替によるものを含みます。)がされたその非課税口座内上場株式等に係る一株又は一口当たりの取得対価の額の合計額を控除した金額をいいます。この場合において、その非課税口座内上場株式等が上記(4)②ロ(ロ)の i から viii までの事由により取得をしたものであるときは、その当初取得対価の額は、その取得の基因となった非課税口座内上場株式等の当初取得対価の額とし、払出しがされた非課税口座内上場株式等には、その取得の時よりも前に払出しがされたその取得の基因となった非課税口座内上場株式等を含めて計算します。

(注2) 非課税口座が開設された年の非課税口座年間取引報告書を作成する場合において、その居住者等がその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等を取得した時よりも前に、その非課税口座内上場株式等と種類及び銘柄を同じくする非課税口座内上場株式等の取得をし、かつ、その取得をした非課税口座内上場株式等のすべてを既にその非課税口座から譲渡等により払い出しているときは、これらの非課税口座内上場株式等は、それぞれその種類及び銘柄が異なるものとして、上記ホ及びヘの事項を記載することとされています(措規18の13の9④)。

② 光ディスク等による非課税口座年間取引報告書の提出

非課税口座を開設されている金融商品取引

業者等は、所轄税務署長の承認を受けた場合には、非課税口座年間取引報告書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気ディスク又は磁気テープの提出をもって非課税口座年間取引報告書の提出に代えることができることとされ、非課税口座年間取引報告書に係る提出義務、質問検査権及び罰則の適用については、提出された光ディスク等は、非課税口座年間取引報告書とみなすこととされています(措法37の14⑩)。

この場合の所轄税務署長の承認を受ける場合の手続は、上記(5)④ロの非課税口座開設確認書の交付申請書に係る申請事項の提供を光ディスク等で行おうとする場合の承認手続と同様です(措令25の13の7①、措規18の15の9①)。

③ 支払調書の提出不要等

イ 上場株式等の譲渡の対価等に関する支払調書

非課税口座年間取引報告書にその額その他の事項を記載すべきものとされる上場株式等の譲渡の対価の支払を受ける者(業務に関連して他人のために名義人として支払を受ける者に該当する者(所法228②)を除きます。)及びその支払をする者については、その上場株式等の譲渡に係る株式等の譲渡の対価の受領者等の告知(所法224の3)及び株式等の譲渡の対価等に係る支払調書の提出(所法225①)は要しないこととされています(措令25の13の7②)。

(注) 上記の「株式等の譲渡の対価」には、法人の合併・分割等により交付を受ける金銭等(所法224の3③)及び株式等証券投資信託等の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託の信託の分割により交付を受ける金銭等(所法224の3④)を含みます。また、上記の「支払」には、これらの金銭等の交付を含みます。

ロ 配当等に関する支払調書

非課税口座年間取引報告書にその額その

他の事項を記載すべきものとされる上場株式等の配当等の支払を受ける者(業務に関連して他人のために名義人として支払を受ける者に該当する者(所法228①)を除きます。)、支払をする者及びその支払の取扱者については、その上場株式等の配当等に係る次に掲げる手続は要しないこととされています(措令25の13の7③)。

(イ) 配当等の受領者の告知(所法224①～③)

(ロ) 配当等の支払調書、投資信託の収益分配の支払調書等の提出(所法225①)

(ハ) オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書及びいわゆるみなし配当の支払通知書の交付(所法225②～④)

(ニ) 上場株式配当等の支払通知書の交付(措法8の4④～⑦)

(注) 上記(イ)から(ニ)までに掲げる手続には、その上場株式等の配当等の支払の取扱者が行うべきこととされているこれらの手続(措令4⑨、4の5⑨、4の6の2⑨)も含まれます。

④ 質問検査権、罰則等

上記のほか、この非課税口座年間取引報告書の提出については、次に掲げる事項に関する規定が整備されています。

イ 非課税口座年間取引報告書の提出に関する調査について、所得税法上の支払調書等の提出に関する調査と同様の質問検査権(措法37の14⑱～⑳)

ロ 非課税口座年間取引報告書の不提出又は虚偽記載についての罰則(措法42の3②二)

ハ 上記イの質問検査に対し、不答弁、虚偽答弁又は検査拒否・妨害・忌避をした者及び虚偽記載等をした帳簿書類の提示をした者の罰則(措法42の3②五・六)

ニ 上記ロ及びハに関する両罰規定(措法42の3④⑤)

3 適用関係

(1) 上記1の制度は、平成24年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等について適用されます(改正法附則52)。

(2) 上記2(1)から(4)まで、(7)及び(8)の制度は、平成24年1月1日以後に設定される非課税口座に係る同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡及び払出事由による非課税口座内上場株式等の払出しについて適用されます(改正法附則64①)。

(3) 上記2(5)及び(6)の制度は、平成24年1月1日以後に非課税口座開設届出書の提出又は非課税口座開設確認書の交付申請書の提出をする場合について適用されます(改正法附則64②)。

(4) 上記のとおり、この非課税の特例は平成24年1月1日からの適用とされていますが、この非課税口座に関する制度を円滑に実施する観点から、非課税口座を設定しようとする居住者等及び金融商品取引業者等の営業所の長は、平成23年10月1日から同年12月31日までの間においても、上記2(5)及び(6)の手続に則って、非課税口座開設確認書の交付申請書や非課税口座開設届出書の提出及びその受理その他必要な行為を行うことができることとされています。具体的には、以下のとおりとされています。

① 非課税口座開設確認書の交付申請書の提出
非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等、金融商品取引業者等の営業所の長及び所轄税務署長は、平成23年10月1日から同年12月31日までの間においても、上記2(5)の手続に則って、非課税口座開設確認書の交付申請書の提出、交付申請書の提出時の告知及びその確認、所轄税務署長への申請事項の提供、非課税口座開設確認書の交付その他必要な行為をすることができることとされています。この場合において、この期間内に行われたこれらの手続は、平成24年1月1日において行われたものとみなされて、この非課税の特例の適用を受けることができます(改正法附則1六、64④)。

② 非課税口座の開設手続

非課税口座を設定しようとする居住者等及び金融商品取引業者等の営業所の長は、平成23年10月1日から同年12月31日までの間においても、上記2(6)の手続に則って、非課税口座開設届出書の提出、非課税口座開設届出書の提出時の告知及びその確認、所轄税務署長

への非課税口座開設情報の提供その他必要な行為をすることができることとされています。この場合において、この期間内に行われたこれらの手続は、平成24年1月1日において行われたものとみなされて、この非課税の特例の適用を受けることができます(改正法附則1六、64③)。

別表第七(三)

平成 年分 非課税口座年間取引報告書

税務署長殿		フリガナ		整理番号	平成 年 月 日		
非課税口座開設者	住所(居所)	氏名		口座開設年月日	. . .		
	基準日の住所	生年月日	明・大 昭・平				
(上場株式等の取得及び譲渡等の状況)							
口座開設年に取得をした上場株式等又はその年1月1日における保有状況			その年中に払出しがあつた上場株式等				
種類	銘柄	株数又は口数	取得対価の額	事由	払出年月日	株数又は口数	譲渡対価の額又は払出し時の金額
		株(11)	千円		. . .	株(11)	千円
					. . .		
					. . .		
					. . .		
					. . .		
合計				合計			
(配当等の交付状況)							
種類	銘柄	その年中に交付を受けた配当等の額	その年中に交付を受けた特別配当金の額	種類	銘柄	その年中に交付を受けた配当等の額	その年中に交付を受けた特別配当金の額
		千円	千円			千円	千円
			合計				
金融商品取引業者等	所在地	(摘要)					
	名称						
		(電話)					

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- この報告書は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設した非課税口座(法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。)においてされた非課税口座内上場株式等(同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下同じ。)又は非課税口座内上場株式等の配当等(法第9条の8に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。)に係る法第37条の14第15項の報告書について使用すること。
- この報告書の記載の要領は、次による。
 - 「住所(居所)」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
 - 「口座開設年月日」の欄には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が非課税口座を開設した年月日を記載すること。
 - 「基準日の住所」及び「整理番号」の欄には、非課税口座の開設の際に提出を受けた非課税口座開設届出書(法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下同じ。)に添付された同項第3号に規定する非課税口座開設確認書に記載された同条第6項に規定する基準日における国内の住所及び整理番号を、それぞれ記載すること。

- (5) 「口座開設年に取得をした上場株式等又はその年1月1日における保有状況」の欄には、非課税口座が開設された日の属する年(以下「口座開設年」という。)の非課税口座について作成する場合には、その年中に取得した非課税口座内上場株式等について、口座開設年の翌年以後の各年の非課税口座について作成する場合には、その年1月1日において当該非課税口座に係る法第37条の14第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該非課税口座に保管の委託がされている非課税口座内上場株式等について、その非課税口座内上場株式等の種類別及び銘柄別に、それぞれ次のように記載すること。
- イ 「種類」の項には、株式、投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。以下同じ。)、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託(公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除く。))をいう。以下同じ。)の受益権、非公社債等投資信託(法第37条の10第2項第5号に掲げる証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものをいう。以下同じ。)の受益権、特定受益証券発行信託の受益権、特定目的信託の受益権のように記載すること。
- ロ 「取得対価の額」の項には、口座開設年の非課税口座について作成する場合には、種類別及び銘柄別の第18条の15の9第3項第5号イに規定する当初取得対価の額の合計額を、口座開設年の翌年以後の非課税口座について作成する場合には、種類別及び銘柄別の同号ロに規定する繰越取得対価の額の合計額を、それぞれ記載すること。
- (6) 「その年中に払出しのあつた上場株式等」の欄には、次のように記載すること。
- イ 「事由」の項には、その非課税口座内上場株式等に係る非課税口座からの払出しの事由について、譲渡、移管、有価証券の返還、口座廃止、贈与、相続、遺贈のように記載すること。この場合において、その譲渡が法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡である場合には、「譲渡(契約方法以外)」と記載すること。
- ロ 「譲渡対価の額又は払出し時の金額」の項には、譲渡による払出しの場合にはその譲渡対価の額を、譲渡以外の事由による払出しの場合には法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額を、それぞれ記載すること。
- (7) 「配当等の交付状況」の欄には、その年中に当該非課税口座において交付された非課税口座内上場株式等の配当等について、非課税口座内上場株式等の種類別及び銘柄別に次のように記載すること。
- イ 「種類」の項には、それぞれ次のように記載すること。
- (i) 株式(投資口を含む。以下同じ。)について数種の株式がある場合には、優先株、後配株のように記載すること。
- (ii) 投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定受益証券発行信託の受益権である場合には、株式等証券投資信託、非公社債等投資信託、オープン型証券投資信託、特定株式投資信託、特定不動産投資信託(所得税法施行令第336条第2項第5号に規定する特定不動産投資信託をいう。)、特定受益証券発行信託のように記載すること。
- (iii) 法人課税信託の受益権である場合には、特定投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第3項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。)、特定目的信託、その他法人課税信託のように記載すること。
- (iv) 国外において発行された株式、投資信託の受益権、特定受益証券発行信託の受益権又は法人課税信託の受益権である場合には、(i)から(iii)までの記載のほか、「国外」と記載すること。
- ロ 「その年中に交付を受けた配当等の額」の項には、当該非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額を記載すること。
- ハ 「その年中に交付を受けた特別分配金の額」の項には、第18条の15の9第3項第7号ロに掲げる収益の分配の額の合計額を記載すること。
- (8) 当該非課税口座につき次に掲げる書類の提出があつた場合には、その旨及び当該書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。
- イ 施行令第25条の13の2第1項に規定する非課税口座異動届出書(住所の変更に係るものに限る。)
その提出年月日及び当該非課税口座異動届出書を提出した者に係る変更前の住所
- ロ 施行令第25条の13の4第1項に規定する非課税口座廃止届出書 その提出年月日
- ハ 施行令第25条の13の5に規定する非課税口座開設者死亡届出書 その提出年月日及び当該非課税口座開設者死亡届出書に係る第18条の15の7第2項第2号に規定する被相続人の死亡年月日
- (9) 当該非課税口座につき施行令第25条の13の4第4項の規定により同条第1項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなつた日並びに同条第3項に規定する出国届出書の提出年月日を「摘要」の欄に記載すること。
- (10) この報告書を提出する第18条の15の9第2項の金融商品取引業者等に係る業界コード(金融商品取引法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会が付す証券会社コード番号及び当該金融商品取引業者等における営業所コードをいう。)が明らかな場合には、当該業界コードを「摘要」の欄に記載すること。
- (11) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

二 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合の みなし配当課税の特例の廃止

1 改正前の制度の概要

金融商品取引所に上場されている株式等を発行した株式会社（以下「上場会社等」といいます。）が、平成7年11月17日から平成22年3月31日までの期間内に、金融商品取引法に規定する公開買付けにより自己の株式の取得を行った場合において、その公開買付けに応じて行うその上場会社等の株式の譲渡の対価として交付を受ける金銭の額がその上場会社等の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分を超えるときにおけるその超える部分の金額については、自己の株式の取得の場合のみなし配当課税（所法25①四）を行わず、株式の譲渡による所得として課税することとされてきました（旧措法9の6、旧措令5）。

2 改正の内容

この特例は、所有する株式の取得価額が、その株式を発行した上場会社等の資本金等の額のうちその株式に対応する金額よりも大きい株主が公開買付けに応じた場合には、譲渡損失が生じていな

がら配当に課税が行われることになり、結果としてその株主が公開買付けに応じないことがあるという事情等に配慮して措置されたものですが、平成21年分から上場株式等の譲渡損失と配当所得の損益通算が可能となったことによってこのような事情が解消されたため、この特例を廃止することとされました（旧措法9の6、旧措令5）。

なお、支払の取扱者として金融商品取引業者等がみなし配当に係る源泉徴収を行うためのシステム対応に要する期間を考慮して、平成22年12月31日まではこの特例を適用する経過措置が講じられています（改正法附則51②、改正措令附則9）。

（注） この特例の廃止に伴い、みなし配当の支払の取扱者（金融商品取引業者等）がみなし配当に係る源泉徴収を行うために必要な措置が講じられています。詳細については、後述「三 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例及び上場株式等の配当所得に係る申告分離課税の特例の改正」及び「四 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の改正」を参照して下さい。

三 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例及び 上場株式等の配当所得に係る申告分離課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例

平成15年4月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について、所得税の源泉徴収等を行う場合に適用する所得税法等で定められている20%の税率は、15%（他に個人住民税5%）とすることとされています（措法9の3）。

この特例の対象となる「上場株式等の配当等」とは、所得税法第24条第1項に規定する配当等

で次に掲げるものをいいます（措法9の3）。

- ① 金融商品取引所に上場されている株式等その他これに類するものの配当等（次の②又は③に掲げるものを除きます。）で、内国法人から支払がされるその配当等の支払に係る基準日においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の5以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含みます。）又は出資を有する個人（大口株主等）以外の者が支払を受けるもの
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託でその

設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの(特定株式投資信託を除きます。)の収益の分配に係る配当等

③ 特定投資法人の投資口の配当等

(注) 上記の15%の税率は、平成21年4月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等については7%(他に個人住民税3%)とすることとされています(平成20年改正法附則32②)。

(2) 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税の改正

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、その上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの特例の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、その上場株式等の配当等に係る配当所得については、他の所得と区分して、その年中のその上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(所得控除を適用した後の上場株式等の配当等に係る配当所得の金額をいいます。)の15%(他に個人住民税5%)の税率により所得税を課することとされています(措法8の4①)。

この特例の対象となる「上場株式等の配当等」とは、所得税法第24条第1項に規定する配当等で次に掲げるものをいいます(措法8の4①)。

- ① 金融商品取引所に上場されている株式等その他これに類するものの配当等(次の②又は③に掲げるものを除きます。)で、内国法人から支払がされるその配当等の支払に係る基準日においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の5以上に相当する数又は金額の株式(投資口を含みます。)又は出資を有する者(大口株主等)がその内国法人から支払を受けるもの以外のもの
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託でその

設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの(特定株式投資信託を除きます。)の収益の分配に係る配当等

③ 特定投資法人の投資口の配当等

(注) 上記の15%の税率は、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等については7%(他に個人住民税3%)とすることとされています(平成20年改正法附則32①)。

(3) 大口株主等の判定の基準日

上記(1)①及び(2)①のとおり、上場株式等の配当等の支払を受ける者が大口株主等に該当するかどうかはその配当等の基準日において判定することとされていますが、その配当等がみなし配当である場合には、所得税法第25条第1項各号に掲げる事由(法人の合併、分割型分割及び法人の自己の株式又は出資の取得等)があった日の前日において大口株主等に該当するかを判定することとされていました。ただし、資本の払戻しによるみなし配当についてはその資本の払戻しによる配当等の支払に係る基準日において、社員その他の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しによるみなし配当についてはその退社又は脱退の日の前日において、その判定を行うこととされていました(旧措令4の2①、4の6①)。

2 改正の内容

前述二の上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の廃止に伴い、公開買付けに応じた個人が特定口座(源泉徴収選択口座)において、その公開買付けにより生じた上場株式等の譲渡損失とみなし配当に係る配当所得との損益通算を行うケースが生じます。この場合には、源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等がみなし配当の支払の取扱者として、そのみなし配当に対する源泉徴収を行うこととなります。この支払の取扱者がみなし配当に係る源泉徴収事務を円滑に行うことができるようにする

ために、上記(3)の大口株主等の判定の基準日について、次の改正が行われました。

具体的には、大口株主等とそれ以外の株主に對する上場株式等の配当等の源泉徴収税率が異なる(大口株主等は20%(所得税のみ))ため、自己の株式の公開買付けを行った上場会社等は、大口株主等の判定の基準日に大口株主等である者を把握し、その情報をみなし配当の支払の取扱者である金融商品取引業者等に伝達する必要があります。その事務に要する時間を勘案し、上記1(3)の大口株主等の判定について、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄として登録された株式を発行した株式会社が公開買付けにより自己の株式の取得をした場合には、その基準日を

その公開買付け期間の末日とすることとされました(措令4の2①、4の6①)。

(注) 上記の「店頭売買登録銘柄」とは、株式で、認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を公表し、かつ、その株式の発行人に関する資料を公開するものとして登録したものをいいます(措規4の3①)。

3 適用関係

上記2の改正は、株式会社が平成23年1月1日以後に行う自己の株式の取得について適用されず(改正措令附則5)。

四 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の改正

1 現行制度の概要

(1) 支払の取扱者による源泉徴収等

平成22年1月1日以後に個人又は内国法人(公共法人等を除きます。)若しくは外国法人に対して支払われる上場株式等の配当等の国内における支払の取扱者は、その個人又は内国法人若しくは外国法人にその上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に20%の源泉徴収税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないこととされています(措法9の3の2①)。

この特例の対象となる「上場株式等の配当等」は、国内において支払われる次の①から③までに掲げる配当等です(措法9の3の2①)。

- ① 金融商品取引所に上場されている株式等その他これに類するものの配当等
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの(特定株式投資信託を除きます。)の収益の分配に係る配当等
- ③ 特定投資法人の投資口の配当等

(注1) 上記①の配当等は、前述三1(1)の上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例(措法9の3)等においては対象から除外されている大口株主等である個人が支払を受ける上場株式等の配当等も、この特例では対象となります。また、上記②の証券投資信託及び③の特定投資法人の投資口は、前述三1(1)の上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例(措法9の3)の対象となっているものと同様です。

(注2) 上記①から③までに掲げる配当等のうち、前述三1(1)の上場株式等の配当等に該当するものについては、上記の20%の源泉徴収税率は、平成21年4月1日から平成23年12月31日までの間に支払うべきものは7%(他に個人住民税3%)、平成24年1月1日以後に支払うべきものは15%(他に個人住民税5%)となります(措法9の3、平成20年改正法附則33②)。

(2) 上場株式等の配当等の支払をする内国法人から支払の取扱者に対する大口株主等に係る情報の通知

上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その上場株式等の配当等のうちに大口株主等である個人が支払を受けるべきものがある場合には、その上場株式等の配当等の支払をする際、その大口株主等が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る支払の取扱者(金融商品取引業者等)に対し、その個人の氏名、住所又は居所、その個人が大口株主等に該当する旨その他その上場株式等の配当等に係る所得税の徴収に関し必要な事項を通知しなければならないこととされています(旧措令4の6の2⑫)。

上記の「大口株主等」は、上場株式等の配当等の支払に係る基準日においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の5以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人をいいます。また、上場株式等の配当等がみなし配当である場合における大口株主等の判定の基準日については、前述三1(3)と同様の取扱いとされていました(旧措規5⑥)。

2 改正の内容

(1) 上場株式等の配当等の支払をする内国法人から支払の取扱者に対するみなし配当に関する事項の通知の義務化

上記二の上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例が廃止されたことを踏まえ、支払の取扱者が行うみなし配当の源泉徴収事務を円滑に行うための措置として、みなし配当として課税される金銭等の支払をする上場会社等は、そのみなし配当に係る源泉徴収義務者となる支払の取扱者(金融商品取引業者等)に対し、そのみなし配当に係る源泉徴収に必要な情報を通知しなければならないこととされました。

具体的には、上記1(1)の上場株式等の配当等のうちその交付をした金銭その他の資産がみなし配当として課税されるものの支払をする法人

は、その上場株式等の配当等の支払をする際、その上場株式等の配当等の支払の取扱者に対し、次に掲げる事項その他その上場株式等の配当等に係る所得税の徴収に関し参考となるべき事項を通知しなければならないこととされました(措令4の6の2⑬)。

① その金銭その他の資産の交付の基因となった事由及びその事由の生じた日

② ①の事由に係るみなし配当額に相当する金額の1株又は1口当たりの金額

(注) 法人の株主等がその法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となったその法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときにおけるその超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなして課税されます。上記のみなし配当とは、この剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなして課税される部分の金額をいいます(所法25①)。

- 1 法人の合併(適格合併を除きます。)
- 2 法人の分割型分割(適格分割型分割を除きます。)
- 3 法人の資本の払戻し(一定のものに限ります。)又は法人の解散による残余財産の分配
- 4 法人の自己の株式又は出資の取得(一定のものを除きます。)
- 5 法人の出資の消却(取得した出資について行うものを除きます。)、法人の出資の払戻し、法人からの社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又はその法人の株式若しくは出資を当該法人が取得することなく消滅させること。
- 6 法人の組織変更(一定のものに限ります。)

(2) 上場株式等の配当等の支払をする内国法人から支払の取扱者に対する大口株主等に係る情報の通知に関する改正

上記1(2)の上場株式等の配当等の支払をする内国法人が支払の取扱者に対し情報を通知する場合における大口株主等の判定の基準日について、前述三2と同様に、上場会社等が公開買付けにより自己の株式の取得をしたときには、その公開買付け期間の末日とすることとされました(措規5の2⑥)。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、平成23年1月1日以後に生ずる上記2(1)(注)の1から6までの事由により支払う上場株式等の配当等について適用されます(改正措令附則7)。
- (2) 上記2(2)の改正は、株式会社が平成23年1月1日以後に行う自己の株式の取得について適用されます(改正措規附則4)。

五 国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例の改正

1 改正前の制度の概要

居住者又は内国法人が、その支払を受けるべき国外発行の株式の配当等で国外において支払われるもの(以下「国外株式の配当等」といいます。)につき、国内の支払の取扱者を通じて交付を受けられる場合には、その国内の支払の取扱者を源泉徴収義務者として、20%の税率による所得税の源泉徴収(いわゆる水際源泉徴収)を行うこととされています(措法9の2②)。

上記の国内の「支払の取扱者」は、次に掲げる配当等の区分に応じてそれぞれ次に定める者とされていました(旧措令4の5①)。

- ① 国内の金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等で、その株式の売買の決済に際して振替に係る業務を行う法人が取り扱うもの

その振替に係る業務を行う法人(実際には、株式会社証券保管振替機構がその業務を行っています)。

- ② 上記①に掲げる国外株式の配当等以外の国外株式の配当等

その国外株式の配当等の支払を受ける者のその国外株式の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理(業務として又は業務に関連して国内においてするものに限り)をする者

(注) 上記の20%の源泉徴収税率は、平成21年4

月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等については7%(他に個人住民税3%)、平成24年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等については15%(他に個人住民税5%)とされています(措法9の3、平成20年改正法附則33②)。

2 改正の内容

平成20年度改正において、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との損益通算制度(措法37の12の2①)とあわせて、金融商品取引業者等を通じて支払われる上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座(特定口座)へ受け入れ、源泉徴収選択口座において損益通算を行うことを可能とする制度(措法37の11の6)が創設されています。この源泉徴収選択口座における損益通算は、上場株式等の配当等の額から源泉徴収選択口座において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することによってその上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額を減額するという制度であるため、源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等がその上場株式等の配当等の源泉徴収義務者であることが必要となります。

一方、国内の金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等の支払業務は上記1①の国外株式の振替業務を行う法人(株式会社証券保管振替

機構)が一元的に取り扱ってきたところですが、今後、上記1②の国内の金融商品取引所に上場されていない国外株式と同様に、金融商品取引業者等(証券会社)がその支払業務を行うことを可能とする仕組みが導入されることとなっています。

これらを踏まえ、上記1①の国内において上場されている国外株式の配当等についても源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡損失との損益通算の適用を可能とする観点から、その源泉徴収義務者となる支払の取扱者を、その国外株式の配当等の支払を受ける者のその国外株式の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理(業務として又は業務に関連して国内においてするものに限ります。)をする者とされました(措令4の5①)。

(注) この改正後においても、国内において上場

されている国外株式の配当等について金融商品取引業者等を経由せずにその振替に係る業務を行う法人(株式会社証券保管振替機構)を通じて支払を受ける場合には、その振替に係る業務を行う法人が国内の支払の取扱者に該当し、その国外株式の配当等の源泉徴収を行うこととなります。

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年4月1日以後に支払を受けるべき国外株式の配当等について適用し、平成22年3月31日以前に支払を受けるべき国外株式の配当等については、従前どおりとされています(改正措令附則6)。

六 配当等の支払通知書に関する改正

1 改正前の制度の概要

(1) 原則的な交付方法

国内において次に掲げる配当等の支払をする者(これらの配当等の支払を受ける信託の受託者及びこれらの配当等を他人のために業務に関連して名義人として支払を受ける者(民法組合の業務執行組合員等)を含みます。)は、その支払の確定した配当等の金額等を記載した支払通知書を、その支払の確定した日から1月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならないこととされています(旧所法225②、所令352の2、旧措法8の4④、措令4の2⑩)。

① 上場株式配当等(上場株式等の配当等のうち、次の②及び③以外のものをいいます。)

② オープン型の証券投資信託(公社債投資信託を除きます。)の収益の分配

③ 所得税法第25条第1項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるもの(みなし配当)

(注) 無記名株式等又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る取

益の分配に関する配当等に関する支払通知書については、その支払をした日から1月以内に交付することとされています。

(2) 年間一括方式

上記(1)①の上場株式配当等又は②のオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払をする者が、支払通知書を同一の者に対してその年中に支払った配当等の額の合計額で作成する場合には、これらの配当等の支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、その支払を受ける者に交付しなければならないこととされています(旧措法8の4⑤)。

2 改正の内容

株式や投資信託の受益権が信託財産や組合財産である場合には、その株式又は受益権の配当等に係る支払通知書は信託の受託者や業務執行組合員等が作成し、その信託の受益者や組合員等に交付することになりますが、この場合には、その信託の受託者等は、配当等の支払者から配当等を受領した後に支払通知書を作成することとなるため、

その配当等の支払の確定した日から1月以内にその信託の受益者に対し支払通知書を交付することが毎月の事務処理期間との関係から対応が困難という事情がありました。この事情を勘案し、その交付期限を延長する以下の改正が行われました。

- (1) 上記1(1)の原則的な交付方法について、上場株式配当等、オープン型の証券投資信託の収益分配金若しくはみなし配当の支払を受ける信託の受託者又はこれらの配当等を他人のために業務に関連して名義人として支払を受ける者は、その信託の受益者等又はその他人に対し、上場株式配当等の支払通知書、オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書又は配当等とみなす金額に関する支払通知書を、これらの配当等の支払の確定した日から45日以内に交付しなければならないこととされました(所法225②、措法8の4④)。
- (2) また、上記1(2)の年間一括方式について、上場株式配当等又はオープン型の証券投資信託の収益分配金の支払を受ける信託の受託者又はこれらの配当等を他人のために業務に関連して名

義人として支払を受ける者が、上場株式配当等の支払通知書又はオープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書を同一の者に対してその年中に支払った配当等の額の合計額で作成する場合には、これらの配当等の支払の確定した日の属する年の翌年2月15日までに、その支払を受ける者に交付しなければならないこととされました(措法8の4⑤)。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、支払の確定した日が平成22年4月1日以後である配当等について適用し、支払の確定した日が平成22年3月31日以前である配当等については、従前どおりとされています(改正法附則9⑤、49①)。
- (2) 上記2(2)の改正は、支払の確定した日が平成22年1月1日以後である配当等について適用し、支払の確定した日が平成21年12月31日以前である配当等については、従前どおりとされています(改正法附則49②)。

七 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が国内において上場証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配については、所得税を課さない(源泉徴収を要しない)こととされています(旧措法9の4の2①)。

この特例の対象となる「上場証券投資信託」とは、公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもののうち、次に掲げる要件に該当するもの(特定株式投資信託を除きます。)とされていました(旧措法9の4の2①、旧措令4の7の2①)。

- ① その証券投資信託の受益権が金融商品取引

所に上場されていること又は上場されていたこと。

- ② その証券投資信託の委託者指図型投資信託約款に、すべての金融商品取引所においてその証券投資信託の受益権の上場が廃止された後は直ちにその証券投資信託を終了するための手続を開始する旨の定めがあること。
- (2) 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において上場証券投資信託の終了又は一部の解約により金銭その他の資産(以下「償還金等」といいます。)の支払をする者は、その償還金等の支払を受ける内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人の各法人別に、一定の事項を記載した上場証券投資信託の償還金等の支払調書を、その上場証券投資信託の終了又は一部の解約があった日の属する月の翌月

末日までに、その支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています(旧措法9の4の2②)。

2 改正の内容

特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける資産に対する所得税の課税関係は、その交付を受ける者が個人の場合には、信託されている金額(信託元本額)に達するまでの部分を株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすとともに、信託元本額を超える部分については配当所得に係る収入金額として源泉徴収の対象とされ、法人の場合には信託元本額を超える部分の金額については配当等として源泉徴収の対象とされています。

この特定受益証券発行信託を利用した金融商品として貴金属等の商品現物価格を指標としたETF(Exchange Traded Fund)や日本版預託証券(Japanese Depositary Receipt: JDR)があります。このETFやJDRは、その信託財産を貴金属等の商品現物や外国の株式等として組成し、その受益権が金融商品取引所に上場することとされています。このETFやJDRのように、その受益権が金融商品取引所に上場されて転々流通する特定受益証券発行信託は、その終了又は一部の解約があった場合に、上場証券投資信託と同様に個々の受益権の信託元本額を源泉徴収義務者が把握することが難しく、その終了又は一部の解約により資産の交付をする際に源泉徴収の対象とされる部分の金額の計算が困難となるという事情があります。

このような事情を考慮して、この特例について次の改正が行われました。

(1) 特例の対象の追加

上記1(1)の特例の対象に、次の要件を満たす特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配が追加されました(措法9の4の2①)。

- ① その特定受益証券発行信託の受益権が金融商品取引所に上場されていること又は上場されていたこと。
- ② その特定受益証券発行信託の信託契約に、すべての金融商品取引所においてその特定受益証券発行信託の受益権の上場が廃止された場合には、その廃止された日にその特定受益証券発行信託を終了するための手続を開始する旨の定めがあること。

(2) 特例の対象となる上場証券投資信託の要件の見直し

上場証券投資信託の上場が廃止された場合の手続きの実態面等を踏まえ、従来からこの特例の対象となっている上場証券投資信託に係る上記1(1)②の要件についても、上記(1)②の特定受益証券発行信託に係るものと同様とされました(措令4の7の2①)。

(3) 上場証券投資信託の償還金等の支払調書の改正

上記1(1)の特例の対象に、上記(1)の上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配が追加されたことに伴い、その上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払われる収益の分配が上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の対象とされました(措法9の4の2②③、措令4の7の2④、措規5の3の2、措規別表4)。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)及び(3)の改正は、平成22年6月1日以後の上場証券投資信託又は上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約について適用し、平成22年5月31日以前の上場証券投資信託の終了又は一部の解約については、従前どおりとされています(改正法附則50)。
- (2) 上記2(2)の改正は、平成22年6月1日以後に設定される上場証券投資信託について適用し、平成22年5月31日以前に設定された上場証券投

資信託については、従前どおりとされています (改正措令附則8)。

八 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)が、平成16年1月1日以後に株式等の譲渡をした場合には、その株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(以下「株式等に係る譲渡所得等」といいます。)については、他の所得と区分し、その年中の株式等に係る譲渡所得等の金額に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(各種所得控除後の株式等に係る譲渡所得等の金額をいいます。)の15%(他に個人住民税5%)相当額の所得税を課する(申告分離課税)こととされています(旧措法37の10①)。

(2) 株式等の譲渡所得等の収入金額とみなす金額

株式等証券投資信託(公社債投資信託以外の証券投資信託をいいます。)、非公社債等投資信託(証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものをいいます。)又は特定受益証券発行信託の受益権を有する居住者等が交付を受ける次の①から③までに掲げる金額は、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして、課税することとされていました(旧措法37の10④)。

① 公募株式等証券投資信託(その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われた株式等証券投資信託をいいます。)の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

② 公募株式等証券投資信託以外の株式等証券投資信託、非公社債等投資信託又は特定受益証券発行信託(以下「株式等証券投資信託等」といいます。)の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の

価額の合計額のうちその株式等証券投資信託等について信託された金額(オープン型の証券投資信託にあつてはその金額のうち収益調整金に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、その株式等証券投資信託等の受益権に係る部分の金額に限ります。)に達するまでの金額

(注) その公募株式等証券投資信託又は株式等証券投資信託等の終了が信託の併合によるものである場合には、その信託の併合によりその信託の受益者にその信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産の交付がされた場合にのみ上記①又は②による課税が行われます。

③ その特定受益証券発行信託に係る信託の分割(分割信託の受益者に承継信託の受益権以外の資産の交付がされたものに限り)により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちその特定受益証券発行信託について信託された金額(その特定受益証券発行信託の受益権に係る部分の金額に限ります。)に達するまでの金額

(3) 株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書制度

居住者等に対し国内において株式等証券投資信託等の償還金等の交付をする者は、所定の事項を記載したその交付に関する調書を、その交付の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、その交付をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその償還金等の交付事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません(所法225⑩十)。

この調書の対象となる償還金等とは、公募株式等証券投資信託若しくは株式等証券投資信託等の終了若しくは一部解約又は特定受益証券発

行信託に係る信託の分割により交付を受ける金銭その他の資産の価額から配当等の収入金額として課税される部分の金額(所令59①)を控除したものをいいます(所法224の3④、所令346③)。

(注) 上記(2)①の公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭等は、その全額が株式等の譲渡所得等の収入金額とみなして課税されるため、その全額が株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書の対象となります(旧措令25の8⑨)。

2 改正の内容

(1) 上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭等に関する改正

前述のとおり、居住者等が、特定受益証券発行信託の終了又は一部解約により金銭その他の資産の交付を受けた場合には、その金銭等の額のうち信託されている金額(信託元本額)に達するまでの部分を株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすとともに、信託元本額を超える部分については配当所得に係る収入金額として源泉徴収の対象とされています(措法37の10④一、所令59①)。

この特定受益証券発行信託を利用した金融商品として貴金属等の商品現物価格を指標としたETF(Exchange Traded Fund)や日本版預託証券(Japanese Depositary Receipt: JDR)があります。このETFやJDRとして発行される特定受益証券発行信託の受益権は金融商品取引所に上場されて転々流通するため、信託の終了又は一部の解約により金銭等の交付を行う際にその受益権の個別元本額を把握して配当所得として課税される部分に対する源泉徴収を行うことが困難となります。このような事情を考慮して、その受益権が上場されている特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により居住者等が交付を受ける金銭等については、その全額を株式等に係る譲渡所得等の収入金額として課税することとされました(詳細については、前述「七

上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の改正」の2を参照して下さい)。

具体的には、次の改正が行われました。

① 信託の終了又は一部の解約により交付を受ける資産の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とされる信託の追加

次の要件を満たす特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額は、上記1(2)①の公募株式等証券投資信託と同様に、その全額を株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして課税することとされました(措法37の10④一、措令25の8⑨)。

イ その特定受益証券発行信託の受益権が金融商品取引所に上場されていること又は上場されていたこと。

ロ その特定受益証券発行信託の信託契約に、すべての金融商品取引所においてその特定受益証券発行信託の受益権の上場が廃止された場合には、その廃止された日にその特定受益証券発行信託を終了するための手続を開始する旨の定めがあること。

② 株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書の対象の追加

上記①の要件を満たす上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額については、その全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして課税され、配当所得の収入金額として課税される部分はなくなることから、上記1(3)の(注)の公募株式等証券投資信託と同様に、その全額を株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書に記載して提出することとされました(措令25の8⑩、所法224の3④、所令59①、346②)。

(2) その他の改正

オープン型の証券投資信託の償還・解約時における実務面の取扱いを踏まえ、上記1(2)②の株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約に

より交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額については、収益調整金として経理されている金額を考慮せずに、信託されている金額に達するまでの金額の全額を株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして、課税することとされました(措法37の10④二)。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、平成22年4月1日以後の公募株式等証券投資信託又は上場特定受益証券

発行信託の終了又は一部の解約について適用し、平成22年3月31日以前の公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約については、従前どおりとされています(改正法附則60①)。

- (2) 上記2(2)の改正は、平成22年1月1日以後の株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、平成21年12月31日以前の株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約については、従前どおりとされています(改正法附則60②)。

九 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)について、その有する特定管理株式又は特定保有株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされる清算結了等の一定の事実が発生したときは、その事実が発生したことはその特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことと、その損失の金額はその特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、所得税関係の法令の規定を適用することとされています(旧措法37の10の2①)。

- (2) この特例の対象となる特定管理株式は、特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき、その上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続きその特定口座を開設する金融商品取引業者等に開設される特定管理口座に係る振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。)に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされているその内国法人の株式とされています(旧措法37の10の2①)。

また、この特例の対象となる特定保有株式は、

平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち同日以後その株式と同一銘柄の株式の取得及び譲渡をしていないものであることにつき一定の証明がされたものとされています(旧措法37の10の2①)。

- (3) 特定管理口座とは、特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき、特定口座から移管されるその内国法人の株式のみが保管の委託等がされる口座であることその他一定の要件を満たす口座をいいます(旧措法37の10の2①)。

2 改正の内容

上記一2のとおり、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置においては、非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額がその非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額(損失額)はないものとみなすこととされています。この取扱いとのバランスを考慮し、非課税口座から特定口座に移管された上場株式等のうち、その上場株式等を譲渡した場合には損失の発生の蓋然性が高いと認められる一定のものについては、この特例の適用

の対象外とされました。

具体的には、この特例の対象となる特定管理株式の範囲から、次のものが除外されました(措法37の10の2①、措令25の8の2①、措規18の9の2①)。

- ① 非課税口座内上場株式等のうち、その非課税口座内上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規則に基づき、その金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄(整理銘柄)又は上場を廃止するおそれがある銘柄(監理銘柄)としてその非課税口座内上場株式等が指定されている期間内に、その非課税口座内上場株式等に係る非課税口座から特定口座に移管がされたもの
- ② 非課税口座内上場株式等のうち、認可金融

商品取引業協会(日本証券業協会)の定める規則に従い、その非課税口座内上場株式等が店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に、非課税口座から特定口座に移管がされたもの

(注) 上記②の店頭管理銘柄株式とは、金融商品取引所への上場が廃止され、又は店頭売買登録銘柄としての登録が取り消された株式等のうち、認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い指定したものをいいます(措規18の11④一)。

3 適用関係

上記2の改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます(改正法附則61)。

十 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)が、上場株式等保管委託契約に基づき特定口座(その者が二以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座)に係る振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。)に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている上場株式等(以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。)の譲渡をした場合には、その特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とその特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされています(旧措法37の11の3①、旧措令25の10の2①前段)。
- (2) 信用取引又は発行日取引(以下「信用取引等」といいます。)を行う居住者等が、上場株式等

信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とその信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされています(措法37の11の3②、措令25の10の2③)。

- (3) 特定口座とは、居住者等が、上記(1)又は(2)の特例の適用を受けるため、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限ります。)、登録金融機関又は投資信託委託会社(以下「金融商品取引業者等」といいます。)の営業所に、その口座の名称、その口座に設ける勘定の種類、上記(1)又は(2)の特例の適用を受ける旨その他の事項を記載した特定口座開設届出書を提出して、その金融商品取引業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座(その口

座においてこれらの契約及び上場株式配当等受領委任契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。)をいうこととされています(措法37の11の3③一)。

(4) 上場株式等保管委託契約とは、上記(1)の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において次の事項が定められているものをいいます(措法37の11の3③二、旧措令25の10の2⑦⑧⑩~⑳)。

① 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託はその記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた特定保管勘定において行うこと

② その特定保管勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること

イ 特定口座開設届出書の提出後に、その金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れるもの

ロ その金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等に開設されているその居住者等の特定口座(以下「他の特定口座」といいます。)から、他の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の移管がされる場合のその移管がされる上場株式等

ハ 贈与、相続又は遺贈により取得したその贈与者、被相続人又は包括遺贈者(以下「被相続人等」といいます。)の開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等であった上場株式等又は特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくはその口座に保管の委託がされていた上場株式等(引き続きこれらの口座(以下「相続等口座」といいます。)に

係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその相続等口座に保管の委託がされているものに限ります。以下同じです。)で、その相続等口座からその相続等口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されているその被相続人等に係る受贈者、相続人又は包括受遺者(以下「相続人等」といいます。)の特定口座へ移管されるもので次の要件を満たすもの

(イ) 贈与により取得した上場株式等

贈与により取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等はすべて相続等口座から相続人等の特定口座へ移管がされ、かつ、その移管がされる上場株式等がその相続等口座に係る上場株式等の一部である場合には、相続人等の特定口座においてその移管がされる上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有していないこと。

(ロ) 相続又は遺贈により取得した上場株式等

相続又は遺贈により取得した上場株式等のうち、同一銘柄の上場株式等はすべて相続等口座から相続人等の特定口座へ移管がされること。

(注) 上記ハの相続は限定承認に係るもの以外のものをいい、遺贈は包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のものをいいます。以下この特例において同様です。

ニ 贈与、相続又は遺贈により取得した上場株式等で異なる金融商品取引業者等に被相続人等が開設していた特定口座から相続人等の特定口座に移管がされるもの(上記ハ(イ)又は(ロ)の上場株式等の区分に応じ、それぞれ上記ハ(イ)又は(ロ)の要件を満たすものに限ります。)

ホ 特定口座内保管上場株式等につき、株式分割若しくは併合又は株式無償割当てにより取得する上場株式等で、特定口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

- へ 特定口座内保管上場株式等につき、その株式等を発行した法人の合併、分割又は株式交換若しくは株式移転（いずれも個人の株式等譲渡益課税の対象とならないものに限ります。）により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの
- ト 特定口座内保管上場株式等につき、取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの
- チ 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権（旧商法の転換社債の転換権を含みます。）若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの
- リ 上場株式等以外の株式等で、その株式等に係る金融商品取引所への上場等の日の前日において有するその株式等と同一銘柄の株式等のすべてを、その上場等の日に特定口座（その特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、一定の書類を提出した場合におけるその特定口座に限ります。）に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により受け入れるもの
- ヌ その他一定の上場株式等
- ③ 特定口座内保管上場株式等の譲渡は、その金融商品取引業者等に対する売委託による方法、その金融商品取引業者等に対してする方法、会社法の規定に基づいて行う単元未満株式の発行会社に対する譲渡に係る請求をその特定口座を開設する金融商品取引業者等の営業所を経由して行う方法等により行うことその他の事項
- (5) 特定口座を開設している居住者等が出国により居住者等に該当しないこととなった場合の取扱いは、以下のとおりとされています。
- ① 特定口座開設届出書を提出した居住者等が、その提出後、出国により居住者等に該当しないこととなった場合には、特定口座廃止届出書を特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなされ、その提出があったとみなされる日以後にその口座において処理された上場株式等の譲渡若しくは信用取引等による所得又は同日以後にその口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得については、特定口座に係る各特例は適用しないこととされています（旧措令25の10の5①、措令25の10の7②）。
- ② また、居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設されていた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、出国をした後その金融商品取引業者等の営業所に開設されている口座（以下「出国口座」といいます。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又はその出国口座において引き続き保管の委託をし、かつ、帰国をした後再びその金融商品取引業者等の営業所に設定する特定口座に保管の委託をしようとするときは、出国をする日までにその金融商品取引業者等に対し特定口座継続適用届出書を提出することその他一定の要件を満たす場合に限り、その出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその出国口座に保管の委託がされている上場株式等をその特定口座に移管することができるものとされています（措令25の10の5②）。
- ③ 上記①及び②における「出国」とは、居住者については、納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなるこ

とをいい、国内に恒久的施設を有する非居住者については、納税管理人の届出をしないで所得税法第164条第1項第1号から第3号までに掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなることをいうこととされてきました(所法2①四十二、旧措令25の10の5①)。

2 改正の内容

(1) 特定口座の利便性を高める観点から、特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲について、以下の改正が行われました。

① 相続等により取得したその被相続人等の開設していた非課税口座で管理されていた非課税口座内上場株式等で、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等にその相続人等が開設している特定口座に移管がされるもの

贈与、相続又は遺贈により取得したその被相続人等の開設していた非課税口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等(引き続きその口座(以下「相続等口座」といいます。))に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその相続等口座に保管の委託がされているものに限り、以下同じ)で、その相続等口座からその相続等口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている相続人等の特定口座へ移管されるもの(以下「相続上場株式等」といいます。))が特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に追加されました(措令25の10の2⑬三)。この場合には、上記1(4)②ハの相続等口座から特定口座へ移管がされる上場株式等と同様に、上記1(4)②ハ(イ)又は(ロ)の上場株式等の区分に応じ、それぞれ上記1(4)②ハ(イ)又は(ロ)の要件を満たすことが必要となります。

また、相続上場株式等の移管を行う場合には、相続人等は、相続等口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、相続上場株式等移管依頼書(相続上場株式等を

相続人等の特定口座に移管することを依頼する旨、移管する相続上場株式等の種類、銘柄、数その他の事項を記載した書類をいいます。)を提出しなければならないこととされています(措令25の10の2⑭、措規18の11⑯)。

(注) その相続上場株式等の取得が贈与によるものであるときは、その相続上場株式等が贈与により取得したものである旨を証する書類(贈与契約書等)を添付しなければならないこととされています(措令25の10の2⑭、措規18の11⑰)。

相続上場株式等の移管がされる場合に、相続等口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長からその移管を受ける相続人等の特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に相続上場株式等移管依頼書の写しの送付がない場合等一定の場合には、相続人等の特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長は、その相続上場株式等の移管を受けないものとされています(措令25の10の2⑱)。

(注) 相続人等の特定口座に受け入れる相続上場株式等の取得価額は、贈与、相続又は遺贈があった日の価額(時価)となります(措法37の14④、措令25の13④)。

② 上場株式等以外の株式等を発行した法人(未上場会社)の合併により取得する合併法人の株式又は合併親法人の株式

上場株式等以外の株式等につき、その株式等を発行した法人の合併(その法人の株主等に合併法人の株式(出資を含みます。以下同じ)です。)又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限り、)により取得する上場株式等であるその合併法人の株式又は合併親法人株式で、その取得する合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式のすべてを、その合併の日に特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により受け入れるものが、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に追加され

ました(措令25の10の2⑮十八)。

(注) 上記の「合併親法人株式」とは、合併の直前にその合併に係る合併法人との間にその合併法人の発行済株式又は出資の全部を保有する関係がある法人の株式又は出資をいいます(措令25の10の2⑮七)。

この合併法人の株式又は合併親法人の株式の特定口座への受入れをしようとする場合には、その特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、次に掲げる書類を提出する必要があります(措規18の11⑩)。

イ 上記の上場株式等以外の株式等を有する者が次の書類において取得者とされている場合におけるこれらの書類のうちいずれかの書類

(イ) その株式等につき作成された契約締結時交付書面、取引報告書、取引残高報告書、受渡計算書その他これらに相当する書類(その株式等の取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限りません。)

(ロ) 顧客勘定元帳等の写し(その株式等の取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限りません。)

(ハ) 払込みにより取得したその株式等を発行した法人又はその法人の株主名簿管理人等が作成した書類でその株式等の取得に要した金額及び取得の日を証するもの(その株式等の払込金額、払込年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限りません。)

(ニ) 上記(イ)から(ハ)までに掲げるもののほか、金融商品取引業者等又は信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関を含みます。)が作成した書類でその株式等の取得に要した金額及び取得の日を証するもの(その株式等の取得に要した金額、取

得年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限りません。)

(ホ) その株式等の取得に係る売買契約書(その株式等の取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名その他の事項の記載があるものに限りません。)の写し

ロ 上記の上場株式等以外の株式等が贈与、相続又は遺贈により取得したものであり、かつ、その被相続人等が上記イ(イ)から(ホ)の書類において取得者とされている場合におけるこれらの書類のうちいずれかの書類で、その贈与、相続若しくは遺贈があった時においてその被相続人等が有していた株式等のうちその移管がされる株式等と同一銘柄のすべての株式等に係るもの又はその写し及び次の書類

(イ) その贈与に係る契約書、その相続に係る財産分割協議書(その相続に係るすべての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限りません。)、その遺贈に係る遺言書その他これらに類する書類でその株式等の受入れをしようとする居住者等がその株式等を贈与、相続又は遺贈により取得したものであることを確認できるもの又はその写し

(ロ) その株式等の受入れをしようとする居住者等が、所得税法第60条第1項の規定により引き続き所有していたものとみなされるその株式等の譲渡所得等の金額の計算による一単位当たりの取得価額に相当する金額(総平均法に準ずる方法により計算される上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上控除される取得費に相当する金額)を記載した明細書(その被相続人等がその株式等の取得をした年月日、種類、銘柄、数、取得に要した金額その他の事項の記載があるものに限りません。)

ハ 上記の上場株式等以外の株式等を発行した法人から交付を受けたその居住者等が合

併の日前2月以内の一定の日において有するその株式等と同一銘柄の株式等(その一定の日からその合併の日の前日までの間にその株式等と同一銘柄の株式等を取得した場合には、その取得した株式等を含みます。)の数を証する書類

(注1) 上記イ及びロの書類には、その株式等が株式分割・併合、法人の一定の合併、法人の一定の分割、一定の株式交換若しくは株式移転(以下「株式分割等」といいます。)により取得したものである場合のその取得の基因となった株式等に係る上記イ及びロの書類(上記ロ(イ)及びロの書類を除きます。)が含まれますが、その書類に記載された取得をした株式等の数(その書類に記載された取得年月日又は払込み年月日後にその株式等につき、株式分割等があった場合には、それらの事由が生じた後に取得者が有することとなった株式等の数とし、上記ロの書類の場合にはそれらの数のうち居住者等が贈与、相続又は遺贈により取得をした株式等の数とします。)の合計数が上記ハの書類に記載された株式等の数以上であるものに限られています。

(注2) 上記の「一定の書類」は、上記1(4)②リの上場株式等以外の株式等をその上場等の日に特定口座に受け入れる場合に、その特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に提出が必要とされる一定の書類と同様のものです。

③ 上場株式等以外の株式等を発行した法人(未上場会社)の分割により取得する分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式
上場株式等以外の株式等につき、その株式等を発行した法人の分割(その法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。)により取得する上場株式等であるその分割承継法人の株式又は分割承継親法

人株式で、その取得する分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のすべてを、その分割の日に特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により受け入れるものが、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に追加されました(措令25の10の2⑮十九)。この分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式の特定口座への受入れをしようとする場合には、その特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、上記②イからハマまでに掲げる書類を提出する必要があります(措規18の11⑩)。

(注) 上記の「分割承継親法人株式」とは、分割の直前にその分割に係る分割承継法人との間にその分割承継法人の発行済株式又は出資の全部を保有する関係がある法人の株式又は出資をいいます(措令25の10の2⑮九)。

④ 上場株式等以外の株式等を発行した法人(未上場会社)の株式交換又は株式移転により取得する株式交換完全親法人若しくはその親法人の株式又は株式移転完全親法人の株式
上場株式等以外の株式等につき、株式交換又は株式移転により取得する次に掲げる上場株式等で、その取得する株式のすべてを、その株式交換又は株式移転の日に特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により受け入れるものが、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に追加されました(措令25の10の2⑮二十)。

イ 株式交換(その法人の株主等に株式交換完全親法人の株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。)により取得する株式交換完全親法人の株式又はその親法人の株式

ロ 株式移転(その法人の株主に株式移転完全親法人の株式のみの交付がされるものに限ります。)により取得する株式移転完全親法人の株式

これらの株式の特定口座への受入れをし

ようとする場合には、その特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、上記②イからハまでに掲げる書類を提出する必要があります(措規18の11⑩)。

(注) 上記の「親法人」とは、株式交換の直前にその株式交換に係る株式交換完全親法人との間にその株式交換完全親法人の発行済株式又は出資の全部を保有する関係がある法人をいいます(措令25の10の2⑩十)。

⑤ 非課税口座から特定口座への移管により受け入れる上場株式等

居住者等が開設する非課税口座に係る非課税口座内上場株式等で、その非課税口座からその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等の他の営業所に開設されているその居住者等の特定口座への移管により受け入れるものが、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に追加されました(措令25の10の2⑩二十三、措規18の11⑩)。

この移管を行う場合には、次に掲げる要件を満たす必要があります。

イ その居住者等がその非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、次に掲げる事項を記載した書類を提出して移管されること。

(イ) その居住者等の氏名、生年月日及び住所

(ロ) 非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地並びに特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

(ハ) その非課税口座に係る非課税口座内上場株式等を特定口座に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

(ニ) その非課税口座及び特定口座の記号又は番号並びにその非課税口座の開設年月日

(ホ) 移管をしようとする非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数

(ヘ) その他参考となるべき事項

ロ その非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の一部の移管がされる場合には、その移管がされる非課税口座内上場株式等と同一銘柄の非課税口座内上場株式等はすべてその移管がされる非課税口座内上場株式等に含まれること。

(注) この移管により特定口座に受け入れる上場株式等の取得価額は、その移管があった日の価額(時価)となります(措法37の14④、措令25の13④)。

(2) 上記1(5)③の「出国」の範囲について、納税管理人の届出の有無にかかわらず、居住者については国内に住所又は居所を有しないこととなることを、国内に恒久的施設を有する非居住者については所得税法第164条第1項第1号から第3号までに掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなることをいうこととされました(措令25の10の5①)。

3 適用関係

(1) 上記2(1)①の改正は、平成24年1月1日以後に特定口座に受け入れる贈与、相続又は遺贈により取得した上場株式等について適用し、平成23年12月31日以前に特定口座に受け入れた贈与、相続又は遺贈により取得した上場株式等については従前どおりとされています(改正措令附則17①)。

(2) 上記2(1)②の改正は、平成22年4月1日以後に法人の合併により取得する合併法人の株式又は合併親法人株式について適用されます(改正措令附則17②)。

(3) 上記2(1)③の改正は、平成22年4月1日以後に法人の分割により取得する分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式について適用されず(改正措令附則17③)。

(4) 上記2(1)④の改正は、平成22年4月1日以後に株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくはその親法人の株式又は株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式につ

いて適用されます(改正措令附則17④)。

- (5) 上記2(1)⑤の改正は、平成24年1月1日以後に特定口座に受け入れる非課税口座内上場株式等について適用されます(改正措令附則17⑤)。
- (6) 上記2(2)の改正は、居住者等が平成22年4月

1日以後に出国をする場合について適用し、居住者等が平成22年3月31日以前に出国をした場合については従前どおりとされています(改正措令附則18)。

十一 割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 公社債等の譲渡等による所得の非課税
次に掲げる所得については、所得税を課さないこととされています(措法37の15①)。

- ① 公社債(新株予約権付社債を除きます。)並びに公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び貸付信託の受益権並びに社債的受益権の譲渡(新株予約権付社債についての社債の譲渡で、その新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によるものを除きます。)による所得

- ② 公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び特定目的信託(以下「公社債投資信託等」といいます。)の終了又は一部の解約によりその公社債投資信託等の受益権(特定目的信託の受益権については社債的受益権に限りません。)を有する者に対して支払われる金額とその公社債投資信託等について信託された金額のうちその受益権に係る部分の金額のうちいずれか低い金額がその受益権の取得に要した金額(取得価額)を超える場合におけるその超える部分の金額

- (2) 割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得に対する課税

次に掲げる公社債の譲渡による所得については、上記(1)の非課税の特例にかかわらず、所得税を課すこととされていました(旧措法37の16①、旧措令25の15、措規18の16)。

- ① 割引の方法により発行される公社債で国外

において発行されるものを国内において譲渡したことによる所得

- ② 利子が支払われる公社債で割引の方法により発行される公社債に類する一定のもの(デュープディスカウント債、ストリップス債等)を国内において譲渡したことによる所得

- ③ 国内において割引の方法により発行される公社債で一定の法人(住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、都市再生機構等)により発行されるものを譲渡したことによる所得

2 改正の内容

昨年8月に、利子が支払われず、かつ、割引の方法によって発行されない新たなタイプの公社債(投資法人債)が金融商品取引所に上場されました。この公社債を取得した投資家は、これを金融商品取引所等において売買することにより投資収益を得ることとなりますが、その譲渡益は上記1(1)により非課税とされているため、その収益に対する課税機会が存在しない状況になっていました。このような状況を踏まえ、課税の適正化を図る観点から、譲渡による所得が課税対象とされる上記1(2)の公社債の範囲に、利子が支払われない公社債(割引の方法により発行されるものを除きます。)が加えられました(措法37の16①四)。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成22年4月1日以後に行う公社債の譲渡による所得について適用されます(改正法附則67)。

十二 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の 取得費の特例の廃止

1 廃止前の制度の概要

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)が、平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等(同年10月1日において上場株式等に該当していたものに限り、一定のものを除きます。)を平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡をした場合におけるその上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費は、その上場株式等の平成13年10月1日における価額(株価)の80%に相当する金額とすることができることとされてきました(旧措法37の11の2①)。

2 改正の内容

この特例は、平成15年1月からの株式等譲渡益課税の申告分離課税の一本化に際し、過去に相続

等により株式を取得していた場合など、取得価額の把握に時間とコストを要するケースがあることや、申告分離課税制度に習熟するまでの間の申告利便の向上にも資するといった点に配慮して、申告分離課税制度への円滑な移行のための経過的な措置として設けられたものです。近年の特定口座制度の普及や申告分離課税制度の定着により投資家の株式等の取得価額の管理状況が改善されたこと等を踏まえ、適用期限(平成22年12月31日)の到来をもって、この特例を廃止することとされました。

3 適用関係

上記2の改正は、居住者等が平成22年12月31日以前に上場株式等の譲渡をした場合におけるその上場株式等の譲渡による譲渡所得については、従前どおりとされています(改正法附則62)。

十三 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 投資リスクの高い創業期のベンチャー企業に対する個人投資家による資金供給を支援するとともに、民間資金を活用した地域再生の推進に寄与する観点から、一定の株式会社(特定中小会社)が発行する一定の株式(特定株式)について、次の特例措置(いわゆるエンジェル税制)が講じられています。

① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等

平成15年4月1日以後に、特定中小会社の設立の際等に発行された特定株式を払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」とい

ます。)が、その特定株式を払込みにより取得をした場合における株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の適用については、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中にその払込みにより取得をした特定株式(その年12月31日において有するものに限り)の取得に要した金額の合計額を控除することとされています(旧措法37の13①)。

(注) この控除の適用を受けた場合には、その適用を受けた年の翌年以後のその適用を受けた特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額については、その控除の適用を受けた金額に相当する金額を圧縮することとされています(旧措法37の13③、措令25の12⑦)。

② 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等

イ 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者等について、その取得の日からその特定中小会社の株式の上場等の日の前日までの間に、その特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされる清算結了等の事実が発生したときは、その損失の金額は、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなすこととされています(措法37の13の2①)。

ロ 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者等が、その取得の日からその特定中小会社の株式の上場等の日の前日までの間にその特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡をした日の属する年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額を有するときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額について、その年の翌年以後3年内の各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除することを認めることとされています(措法37の13の2④)。

(2) 上記(1)の特例の適用対象となる特定株式は、次の特定中小会社の区分に応じそれぞれ次に定める株式とされていました(旧措法37の13①)。

① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社…その株式会社により発行される株式

② 内国法人のうち、その設立の日以後10年を

経過していない中小企業者である株式会社…その株式会社により発行される株式で投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合(一定の要件を満たすものに限り)に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得をされるもの

③ 内国法人のうち、金融商品取引法に規定する認可金融商品取引業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式を発行する株式会社であって、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者…その株式会社により発行される株式でその規則においてその株式を取り扱うことができることとされている金融商品取引業者を通じて取得をされるもの

④ 内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている地域における雇用機会の創出等に関する事業を行う特定地域再生事業会社であって、中小企業者に該当する株式会社…その株式会社により発行される株式

2 改正の内容

租税特別措置の整理合理化の観点から、上記1(1)のエンジェル税制の対象となる特定中小会社の範囲から、上記1(2)④の特定地域再生事業会社を除外することとされました。

3 適用関係

上記2の改正は、居住者等が平成22年3月31日以前に払込みにより取得をした特定地域再生事業会社が発行した特定株式については、従前どおりとされています(改正法附則63)。